

総務文教委員会記録

○開催日時

平成30年9月21日 午前9時58分～午後2時47分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長 帶田 裕達
副委員長 坂口 健太
委員 上野 一誠

委員 永山 伸一
委員 徳永 武次
委員 松澤 力

○その他の議員（3人）

委員 石野田 浩
委員 今塩屋 裕一

委員 落口 久光

○説明のための出席者

監査委員 矢野 信之

通信指令課長 小倉 要一

総務部長 田代 健一
総務課長 平原 一洋
秘書室長 鬼塚 雅之
文書法制室長 川畑 央

教育部長 宮里 敏郎
教育総務課長 小原 雅彦
学校施設整備室長 上口 憲一
学校教育課長 熊野 賢一
指導グループ長 岩脇 勝広
社会教育課長 橋口 公男
文化課長 永里 博己
少年自然の家所長 池田 尚人
中央図書館長 山口 誠

消防局長 新盛 和久
次長兼警防課長 福山 忠雄
消防総務課長 鶴屋 豊文
予防課長 永田 稔

○事務局職員

議会事務局長 田上 正洋

主幹兼議事グループ長 久米 道秋

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 9 9 号 決算の認定について(平成 2 9 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)	消 防 総 務 課
	社 会 教 育 課
	(中 央 公 民 館)
	中 央 図 書 館
	教 育 総 務 課
	学 校 施 設 整 備 室
	学 校 教 育 課
	少 年 自 然 の 家
	文 化 課
	総 務 課
	秘 書 室
	文 書 法 制 室
	財 政 課
	財 産 活 用 推 進 課

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本委員会は、本日から2日間にわたり審査を行います。

また、お手元に配付の審査日程により審査を進めてまいります。今日は可能な限り審査を進めていきたいと思っております。ついては、そのように審査を進めることで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めます。

ここで、本日から審査に当たって留意事項を申し上げます。

まず、審査は決算認定議案のみを行い、所管事務調査は行いませんので、質疑をされる場合は決算に関連したものとなるよう御留意ください。

また、各課の審査の冒頭に、部長等から決算の概要として、主要施策の成果の概要説明を受けた後、課長等から決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしく申し上げます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△議案第99号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）それでは、議案第99号決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

△消防総務課の審査

○委員長（帯田裕達）まず、消防総務課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、局長の説明を求めます。

○消防局長（新盛和久）私からは、消防局全体の主要施策の成果について、概要等を御説明申し上げますので、決算附属書の153ページをお開きください。

初めに、予算の執行状況でございますが、平成29年度の消防局所管の予算額は16億

9,661万2,000円で、決算額は16億8,615万2,260円、執行率は99.38%でございます。

主要施策のうち、1の常備消防体制の強化につきましては、火災予防、消防及び救急救助体制の充実・強化を図るため、車両等の資機材の更新整備を行うほか、職員の資質の向上のための各種研修への派遣や、防災研修センターの利用促進により、防災意識の啓発を図ったところでございます。

重要施策として、ポツ印にありますとおり、3項目を実施いたしました。

次に、中ほど右側の小さい表になりますが、火災救急救助発生件数でございます。

平成29年中、火災は56件で、前年より11件の増加、救急は4,388件で37件の増加。この救急件数は、過去最高の件数でございます。

救助件数は53件で、9件の増加でございました。

次の表の消防職員の派遣研修人数でございますが、消防大学校主催の特別講習に派遣し、また、消防学校には、初任科など各専門教育に31名を派遣いたしました。

また、その他研修では、救急救命士の養成に1名、九州地区警防実務研修に1名、気管挿管研修に3名を初め、合計34名を派遣し、職員の資質向上を図ったところでございます。

その下の表でございますが、防災研修センター来館者でございます。平成29年度は、5,370人の方が来館され、3月末までの累計は2万4,728人でございます。

平成29年度は、平成28年度に比べ660人減少しており、来館者をふやすことが大きな課題となっております。

平成29年度は、防災研修センター関連の新規事業といたしまして、初期消火選手権を実施いたしました。また、防災研修センターのイベントでは、市内業者に協賛を募り、参加賞等を配布しているところでございます。

近年の災害等を考えますと、一人でも多くの市民に利用していただき、災害時において、自分の命は自分で守れる市民の養成が必要でありますことから、今後も防災研修センターの来館者をふやす方策を講じていきたいと考えております。

2の非常備消防体制の強化でございますが、消

防団の災害現場等における安全管理体制の強化や、活動環境の改善に向けた各施設、資機材の更新整備を行うほか、団員の資質向上のための各種研修への派遣や、地域住民と一体となった防災環境づくりを実施いたしました。

主な事業は、ポツ印で8項目記載してございますので、ごらんください。

また、右下の小さな表でございますが、消防団員の派遣研修につきましては、消防大学の団長科に1名派遣し、県消防学校には16名を派遣しております。

また、その他研修として、本市独自の消防団員研修等を実施し、254名の団員が受講しております。

私からは以上でございますが、この後、消防総務課長から資料に基づき説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（帯田裕達） 次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文） それでは、平成29年度薩摩川内市各会計歳入歳出決算書を御準備ください。

まずは、歳出から説明しますので、171ページをごらんください。

9款1項消防費1目常備消防費は、支出済み額が13億2,023万8,550円でございます。

右側備考欄になりますが、常備消防一般管理費の事項は、主に職員153人分の給与費等のほか、消防局全般にわたる事務管理及び庁舎等の維持管理に要する経費などでございます。

続きまして、173ページをお開きください。

右側備考欄の常備消防車両管理費の事項は、常備消防車両53台の主に車検整備23台と、法定点検67件、特殊車両2台分の保守点検整備業務委託料でございます。

なお、不用額について申し上げます。

前のページの171ページになります。

3節職員手当等の262万8,318円で、主に災害出動等に伴う時間外手当等の執行残でございます。

続きまして、173ページになります。

中段、2目非常備消防費は、支出済み額は1億8,046万8,004円でございます。右側備考欄になりますが、非常備消防一般管理費の事項で、

主に消防団員1,245人分の団員報酬、費用弁償等のほか、19節負担金補助金及び交付金で、消防団員の退職報奨金掛金負担金などが主なものでございます。

また、賠償金11万1,386円につきましては、清色分団が出初め式に向けた紀律訓練に参加するため、消防ポンプ車を入来町総合運動公園の駐車スペースに駐車しようと後退した際、先に停車していた消防団員所有の普通乗用車の右前部に接触した交通事故によるもので、賠償金につきましては、全国市有物件災害共済金の自動車損害共済金により全額補填されております。

非常備消防車両管理費の事項では、主に消防団関係の車両93台にかかわる燃料費及び車検38台、法定点検49件など、修繕料並びに自動車損害保険料などでございます。

不用額について申し上げます。

9節旅費の407万8,270円で、主に災害出動等に伴う消防団員に支払う費用弁償の執行残でございます。

続いて、3目常備消防施設費では、支出済み額が5,720万6,388円です。

右側備考欄になりますが、常備消防車両等購入費の事項では、合併特例事業債を活用し、中央消防署に配備の水槽つきポンプ自動車の更新整備を行ったところ です。

そのほか、東部消防署、西部消防署の指揮車、下甕分駐所の連絡車、計3台について更新整備したものでございます。

続いて、下段から175ページにかけまして、4目非常備消防施設費では、支出済み額は1億2,823万9,318円でございます。

非常備消防施設費の事項では、右側備考欄になりますが、主に特定離島ふるさとおこし推進事業を活用して、里分団車庫詰所の新築工事を行っております。

そのほか、下甕南分団片野浦部の建設に伴う委託料や耐震性貯水槽の2基の新設工事などです。

なお、下甕南分団片野浦部車庫詰所につきましては、平成30年度の特定離島ふるさとおこし推進事業を活用して、建設工事中でございます。

続きまして、非常備消防車両等購入費の事項では、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、緊急防災・減災事

業債等を活用し、小型動力ポンプ普通積載車4台、小型動力ポンプミニ積載車3台、小型動力ポンプ5台及び消防団本部車1台を更新整備したところでございます。

この後、50万円以上の予算流用について御説明申し上げますので、議会資料を御準備いただきたいと思います。別冊の50万円以上の節間流用一覧でございます。よろしいでしょうか。

それでは、消防局所管分は3ページでございます。

35の1番、2番の1件でございます。これにつきましては、派遣職員の住宅借上げについて、平成29年度から新規の事業として、横浜市消防局に職員派遣を行うもので、当初予算では、横浜市消防局単身用職員官舎を借りることで進めており、負担金として予算計上したところでございます。

家族で赴任ということで、横浜市消防局職員官舎の家族用職員官舎をお願いしましたが、家族用職員官舎は横浜市消防局職員の入居が予定されており、あきがない状況でございました。また、単身用の官舎には家族では入居できないということから、民間アパートを借り上げることになり、使用料及び賃借料の執行が適正であると判断し、常備消防一般管理費の19節負担金、11節需用費、修繕料から14節使用料及び賃借料に120万円予算流用し、予算を執行したものでございます。

以上が、50万円以上の節間流用の状況でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、決算書の25ページをお開きください。

14款使用料及び手数料1項使用料8目消防使用料では、消防局所管分は、備考欄になりますが、行政財政使用料で、調定額及び収入済み額は14万9,840円でございます。

内容としましては、各消防施設敷地内にあります九電柱及びNTT柱でございます。

続きまして、29ページをお開きください。

2項手数料8目消防使用料は、調定額及び収入済み額198万3,730円でございます。

備考欄になりますが、内容は、危険物手数料118件、198万2,800円、諸証明手数料3件、930円でございます。

続きまして、45ページになります。

16款県支出金2項県補助金7目消防費補助金は、備考欄になりますが、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金で、調定額及び収入済み額は、合計6,457万4,000円でございます。

内容としましては、特定離島ふるさとおこし推進事業では、里分団車庫詰め所新築工事、甌地域に配備しております小型動力ポンプミニ積載車2台を購入したものでございます。補助額は5,473万円で、補助率は事業費の10分の8でございます。

続きまして、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業では、小型動力ポンプミニ積載車1台、小型動力ポンプ5台を購入したもので、交付金984万4,000円でございます。これは、定額になっております。

続きまして、51ページになります。

3項県委託金8目消防費委託金は、右側備考欄になりますが、権限移譲事務委託金で、花火打ち上げに伴う煙火消費許可申請の火薬類取締法に関する事務に対する委託金で、平成27年度中の煙火消費許可申請17件にかかわる事務委託金で、調定額及び収入済み額は18万9,000円でございます。

続きまして、同じく51ページになります。

17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入で、消防局分は53ページ、備考欄の中段になりますが、貸家料として自動販売機設置5カ所分、166万8,298円でございます。

次は、55ページになります。

2項財産売払収入2目物品売払収入で、消防局所管分は、57ページ右側備考欄上段になります。救急車ほか12台の売払収入で、79万1,000円でございます。

続いて、63ページでございます。

21款諸収入5項4目雑入で、消防局所管分は、73ページ右側中段より少し下の部分になります。自動車損害賠償責任保険解約返戻金から、横浜市消防局派遣職員宿舍家賃収入までの6項目で、調定額及び収入済み額は103万619円でございます。

主なものは、甌地域の待機宿舍5世帯分の実費徴収金、電気料等実費収入金でございます。

次に、財産に関する調書になります。

369ページをお開きください。

1、公有財産（1）土地及び建物の行政財産区分の上から3行目、消防施設費でございますが、土地について申し上げます。

増の部は、上甕基地局、祁答院基地局の所管がえ、下甕に予定しております借り上げ型下甕待機宿舍の等価交換による増でございます。

また、減の部は、上甕消防救急デジタル無線基地局、祁答院消防救急デジタル無線基地局の所管がえ、同じく借り上げ型下甕待機宿舍の等価交換によります減でございます。

続いて、建物について申し上げます。

非木造の増につきましては、新たに建設した里分団車庫詰所に伴う増でございます。

また、非木造の減につきましては、下甕待機宿舍1号、倉庫の等価交換に伴う減でございます。

続いて、374ページをお開きください。

2の重要物品現在高調について御説明申し上げます。

右側表の区分、上から4行目の防災緊急用具類6増は、消防局所管分で、小型動力ポンプで新規購入分5台、寄贈分1台。この寄贈分1台は、日本損害保険協会から寄贈されたものでございます。

続いて、7行目車両類28増のうち、消防局所管分は、新規購入車両12台、寄贈分1台、先ほど申し上げました日本損害保険協会からの寄贈分で、合計13台でございます。

また、46台の減のうち、消防局所管分は、車両12台でございます。

続いて、8行目、船舶類2台減のうち、消防所管分は、ボート、船外機の2基でございます。

重要物品の増減は以上でございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（徳永武次）何といたしますか、平成29年度、平成30年度も、もちろんやっていらっしゃると思うんですけど、この660名の防災研修センターの視察が減ったと。いろいろ工夫はされてると思うんですけど、将来の見込みとしては、やはり、もちろんお金のかかることもあると思うんですけど、どのように考えていらっしゃるか、ちょっと教えてください。

○消防局長（新盛和久）平成26年から防災研

修センターの事業をやっているところでございますが、本当に年々少なくなってきております。当初は、月平均700人を超えていたんですが、現在は500人ぐらいになっております。

このことは、先ほど申しましたように、非常に重要なことだというふうに考えておりまして、先ほど言いましたように、防災研修センターの中で、親子クリスマス教室とか、あるいは初期消火選手権とか、たくさんの方が参加できるようなイベントをやっているところで、さらに外部の企業の方に協賛もお願いしながら、来た方に参加賞をやったりとかして、何とかインセンティブが働くようにやっているところでございますけれども、なかなか思うようにいかないところでございます。

また、防災研修センターを持っている消防本部も、結構県外にはたくさんございまして、そこでもいろんな情報交換をしながらやってるんですが、ほかの防災研修センターもなかなか、最初は多いんですけども、少なくなってきているという現実があります。

今後、いろんなことを、特にソフトに関すること、それについていろんなアイデアを出しながら、市民の方に来ていただけるようにしたいなというふうに思っています。

また今回、来月市民運動会があるんですが、市民運動会のときに、甕島のほうから選手団が来られます。そういう方々にも、練習が終わった後に、防災研修センターに寄ってから宿舍のほうに行ってもらえませんかとか、そういった部分も考えて、とにかく人をふやすような方策については、今後も消防局一丸となって知恵を出していきたいというふうに思います。

○委員（徳永武次）本当、苦勞されてると思うんですけど、消防訓練とか何とかは事業所単位でやられますよね。こういう研修センターでの訓練の事業所への呼びかけとか、その辺もされたいと思うんですけど、どんなもんですか。

○予防課長（永田 稔）自主防災組織の訓練って、自治会単位で訓練されるところがあるんですけども、消防隊が出向するんですけども、その中でも呼びかけを行ったり、あと、高齢者宅とか防火訪問を行っているんですけども、そういったときに、事業所を訪ねてチラシを配って、利用してくださいというお願いもしてはおります。

○委員（上野一誠） 1点、要望でいいんですけども、執行率99.38%、おおむね当初、計画をしたものをそれなりにチェックをしていただいているというふうに評価はできるんじゃないかと。その中で、やはり消防職員の研修派遣、あるいは非常備の団員の研修派遣というのは、やはりそれなり毎年こういう中で成果は上げていただいているというふうに認識をしてるんですけども、そこらはどうでしょうか。

今後も、やはり職員育成という、あるいは団員育成という意味では、非常に大事なことだと思いますので、対応ができる範囲の中でしっかり、また毎年これについては、充実をしていただけるように、意見、要望として申し上げたいんですが、何かありましたら。

○消防局長（新盛和久） 職員の資質の向上というのは、これはもう大きな組織の課題であるというふうに思ってますし、一番重要であるというふうに認識しております。

特に消防大学校のほうに派遣をさせてあげたいんですけども、なかなか消防大学校の枠という部分が少なく、希望をしてもなかなか行かせられないという現状もございます。

しかし、予算確保をしながら、そして、県消防学校を通じて、国のほうにもいろんな研修に派遣できるようにしていきたいというふうに思っておりますし、また、それ以外にも、きょうも佐賀県で開催されている法制執務研修会というのに2名職員を派遣しておりますけれども、いろんな研修がございますので、多くの職員にそういった研修をさせながら、委員おっしゃったように、職員の資質向上には特に配慮していきたいというふうに考えております。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

以上で、消防総務課の審査を終わります。

△社会教育課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、社会教育課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎） それでは、社会教育課、中央公民館の決算概要について御説明いたします。

決算附属書の163ページをお開きください。

社会教育課の決算額が1億6,064万4,590円でございます。

主要施策の成果ですが、1、社会の充実におきましては、社会教育委員の会の開催、社会教育功労者の表彰など社会教育の推進に努め、2、各種教育活動の充実におきましては、成人教育事業として、PTA等の社会教育団体に対し補助金を支出し、団体の育成を図り、また、指導者の研修会を開催し、人材育成に努めたほか、家庭教育事業として、幼稚園、小・中学校において、延べ257回の家庭教育学級を開催し、講演会や研修会を行い、親自身の学ぶ機会の充実に努めたほか、子育て支援を図るための子育てサポーターの要請や子育てサロンを開催いたしました。

次に、164ページになります。

3の青少年の健全育成におきましては、青少年育成事業といたしまして、青少年フレッシュ体験事業を実施し、北海道ニセコ町の18名の児童生徒を本市に受け入れ、交流を行ったほか、青少年育成市民会議におきましては、次世代を担う青少年の健全育成に努め、また、薩摩川内学校応援団では、676件、延べ1,944人のボランティアの方々に、学校の要望に応じたさまざまな支援を行っていただきました。

また、新成人688人が参加した成人式の開催や、少年愛護センターでの青少年の電話相談、街頭補導などを行ったところでございます。

次に、中央公民館の決算概要について御説明いたします。

167ページになります。

中央公民館の決算額が1億2,147万5,203円でございます。

主要施策でございますけれども、中央公民館の管理及び地域中央公民館の管理におきまして、中央公民館、各地域公民館の適正な施設管理に努めるとともに、下段の表の各公民館での主催講座開催の状況のとおり、市民に学習機会の提供を行い、まなびねっとセンターにおきましては、パソコン操作に関するさまざまな相談や学習に応じたとこ

ろでございます。

また、樋脇地域の岩下集会所と入来地域の大内田集会所につきましては、5年間の無償貸与期間が過ぎたことから、それぞれ地元自治会へ無償譲渡を行ったところでございます。

○委員長（帯田裕達）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○社会教育課長（橋口公男）議案第99号平成29年度一般会計歳入歳出決算の社会教育課分について御説明いたします。

歳出について御説明をいたしますので、決算書の189ページをお開きください。

真ん中から下のほうにあります10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費の支出済み額は1億6,064万4,590円です。

備考欄で説明いたします。社会教育管理費は、社会教育指導員等13人、社会教育委員16人の報酬及び職員15人分の給与費等でございます。

社会教育振興費は、PTA連合会運営補助金ほか2件でございます。

青少年対策費は、青少年教育指導員4人及び少年愛護委員延べ189人の報酬、次のページにかけまして、放課後子供教室事業業務委託ほか4件、青少年育成市民会議運営補助金ほか1件が主なものでございます。

次に、193ページをお開きください。

一番下になります10款5項3目公民館費の支出済み額は1億2,147万5,203円です。中央公民館費になります。

次のページをお開きください。

職員3人分の給与費、中央公民館・中央図書館清掃業務委託ほか15件、中央公民館トップライト改修工事ほか3件が主なものでございます。

地域公民館費は、行政事務嘱託員等6人の報酬、樋脇・東郷公民館管理清掃業務委託ほか31件、岩下集会所及び大内田集会所譲渡に係る自治会交付金が主なものでございます。

歳出執行に当たりまして、50万円以上の予算流用で対応いたしました状況について御説明いたします。

別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。

資料の3ページをごらんください。

社会教育課における50万円以上の節間流用は、

3ページから4ページにかけて、37の1番から38の1番まででございます。

37の1番から37の6番は、建築基準法の改正に伴い、中央公民館、東郷公民館、祁答院公民館の3公民館が、特定建築物に指定されたため、有資格者による調査を行い、年度内に県に報告をする必要がございましたが、委託料に不足が生じたため、事項中央公民館費の8節報償費、9節旅費、14節使用料及び賃借料、15節工事請負費及び事項地域公民館費の14節使用料及び賃借料、9節旅費から事項中央公民館費の13節委託料に合計156万5,000円を予算流用し、執行したものでございます。

38の1番から38の8番は、中央公民館の空調設備の修理、煙探知機の取りかえ、雨漏り修繕をする必要が生じたため、事項中央公民館費の8節報償費、9節旅費、12節役務費、18節備品購入費、15節工事請負費及び事項地域公民館費の13節委託料、8節報償費、9節旅費から事項中央公民館費の11節需用費、修繕料に72万7,000円を予算流用し、執行したものでございます。

以上が、50万円以上の節間流用の状況でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

決算書の23ページをお開きください。

社会教育課分の歳入、収入未済はございません。

14款使用料及び手数料1項使用料7目教育使用料4節社会教育使用料、社会教育課分につきましては、行政財産使用料で、中央公民館及び地域公民館の使用料でございます。

次に、47ページをお開きください。

16款県支出金2項県補助金8目教育費補助金4節社会教育費補助金、社会教育課分は、鹿児島地域塾推進事業補助金で、平佐東地区、陽成地区の2地区で実施している放課後子供教室事業に伴う補助金で、補助率は3分の2でございます。

次に、53ページをお開きください。

17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入でございます。

社会教育課分は、備考欄の真ん中より少し下のほうになります。中央公民館の自動販売機設置に係る貸地料でございます。

次に、75ページをお開きください。

21款諸収入5項雑入4目雑入につきましては、社会教育課分は、備考欄の中ほど、電気・水道料実費収入金、市民大学講座受講料などが主なものでございます。

次に、財産に関する調書について御説明いたします。

369ページをお開きください。

表の下の方の普通財産の建物の木造の欄で、大内田集会所を譲渡するために面積を実測した結果、施設台帳との誤差がありましたので、1.14平方メートル増となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課の審査を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（帯田裕達）次は、中央図書館の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎）では、中央図書館の決算の概要について御説明いたします。

決算附属書の169ページをお開きください。

中央図書館の決算額は、6,657万1,419円でございます。

主要施策の成果につきまして、1、図書館の管理・運営に関することでは、市民に親しまれ、市民生活に役立つ図書館づくりを目指して、利用者目線に立った図書資料の整備、充実及び市民生活の課題に対応した館内展示に努め、お話し会事業などの読書推進活動に積極的に取り組みました。

このほか、移動図書館車による巡回サービス、各地域分館との連携、インターネットの活用等により、市内全域で図書館サービスの提供に努めたところでございます。

図書館の入館者数でございますが、全体で12万7,142人です。前年度と比較すると2.7%減少しておりますが、これは、若者のイ

ンターネットやスマートフォン等による情報収集により、図書資料の利用が減少してきたことが主な原因だというふうに考えております。

次に、170ページになります。

2の視聴覚ライブラリーの管理・運営に関することにつきましては、視聴覚教育の振興のため、所有する機材、教材の適正な維持管理や貸し出し、お出かけ図書館の開催等による利用促進を図るとともに、シニア向けスマートフォン講座のほか、各種講座等を開催し、視聴覚教育の知識の普及に努めたところでございます。

○委員長（帯田裕達）次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○中央図書館長（山口 誠）平成29年度の決算につきまして、まず、歳出から説明いたします。

決算書の195ページをお開きください。

10款5項4目図書館費は、支出済み額6,585万6,181円であります。

備考欄をごらんください。

事項の図書館費、図書館管理費は、図書館職員の人件費及び図書館の管理運営に係る経費で、主な支出の内容は、図書館協議会委員及び嘱託員の報酬、職員給与費、図書館貸し出し等の運用に係るシステムや、図書館建屋の維持管理経費等で、備品購入費では、一般図書、児童図書と、甌島地域の移動図書館車の購入や、県図書協会への負担金などです。

なお、全く支出のない節は、27節の下甌移動図書館車の重量税で、更新する図書館車の納車の関係によっては3月23日までの車検を受ける可能性があったことから、補正予算での減額を見送ったものであります。

また、流用先50万円以上の節間流用はございませんでした。

次は、めくっていただきまして、197ページをお開きください。

10款5項5目視聴覚ライブラリー費は、支出済み額71万5,238円です。

備考欄をごらんください。

視聴覚ライブラリー費は、ライブラリーの管理運営に係る経費で、主な支出の内容は、視聴覚ライブラリー運営審議会委員の報酬と視聴覚機材・教材の購入費、県視聴覚教育連盟への負担金等です。

次に、歳入について説明いたします。

決算書の４７ページをお開きください。

中央図書館分の収入未済はございませんでした。

１６款２項８目教育費補助金４節社会教育費補助金のうち、中央図書館分は備考欄の米印の上から三つ目の特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、甕島地域の移動図書館車の更新に係る補助金でございます。なお、補助率は１０分の７でございます。

次に、５７ページをお開きください。

１８款１項８目教育費寄附金１節教育費寄附金のうち、中央図書館分は備考欄の米印の下から三つ目の図書館費寄附金で、内訳は、平成１２年から毎年継続していただいております薩摩川内ロータリークラブ様からの寄附金でございます。寄附者の御意向に沿って、図書の購入に充てております。

次に、６３ページをお開きください。

２１款５項２目弁償金１節弁償金のうち、中央図書館分は備考欄の米印、上から二つ目の、図書館資料の紛失に伴う弁償金を受け入れたものでございます。

次に、７７ページをお開きください。

２１款５項４目雑入１節雑入のうち、中央図書館分は備考欄の中ほど、米印の上から二つ目の郷土史等実費収入金と、中央図書館に設置のコイン式コピー機の実費収入金であります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）まず、１点確認させてください。

図書の購入の状況なんです、合計で一般図書が４,８３８冊、児童図書が２,６７７冊ということだったんですが、中央図書館と各分館ごとの配分というのは、どのようになっているのかというようなことをちょっと御教示いただければと思います。

○中央図書館長（山口 誠）それぞれの分館地域の人口割合に応じた配分という形でしております。

ちなみに、数値的なところでいきますと、樋脇分館で２７万円、入来分館が２３万７,０００円、東郷分館が２６万４,０００円という形で、それぞ

れの分館ごとに人口割に応じて購入費を割り当てております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館の審査を終わります。

△教育総務課・学校施設整備室・学校教育課の審査

○委員長（帯田裕達）皆さんに諮ります。

審査日程を入れかえて、教育総務課、学校施設整備室、学校教育課を先に進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）次は、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎）審査の順番を入れかえさせていただきまして、どうも済みませんでした。ありがとうございます。

それでは、まず教育総務課における決算概要について御説明いたします。

決算附属書の１５５ページをお開きください。

教育総務課の決算額が１６億９,４００万８,４３６円でございます。

主要施策の成果ですが、教育委員会の開催等では、定例会１２回と臨時会１回の計１３回を開催し、また市長が主催する総合教育会議が１回開催されました。

２の、施設等の計画的な維持管理におきましては、平成１９年度末をもって、高江中学校、朝陽小学校、大馬越小学校及び陽成小学校を閉校いたしました。この結果、年度末で小学校が２７校、中学校が１休校を含む１４校となっております。また、既に閉校いたしました西方小学校と野下小学校のプールの解体工事を実施いたしました。

教職員の住宅管理事業におきましては、１７９戸の管理を行うとともに、老朽化した瀬々野浦の１棟の解体工事を実施いたしました。

次に、１５６ページをお開きください。

3の、社会の変化に対応した教育の推進におきましては、各小中学校にタブレットパソコン2台を導入するとともに、教室のパソコン更新、書画カメラの購入などICTによる環境整備を行うとともに、教職員が使用する教育用及び校務用パソコンの更新を行いました。

4の奨学金制度におきましては、特別奨学資金を30名に支給したほか、2名に対し奨学資金の貸し付けを行いました。また、特別奨学資金を充実するために、基金への積み立ても行いました。

次が、157ページになります。

5の離島高校生修学支援事業等におきましては、離島を離れて高校に進学した高校生52名の保護者の経済的支援を実施しております。

6の漁村留学制度におきましては、鹿島地域でウミネコ留学生として12名の児童を受け入れ、地元児童との相互交流を行いました。

次が、158ページになります。

7の、児童生徒の就学援助等におきましては、経済的な理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助を実施したほか、遠距離通学費及び修学旅行補助金の助成を行いました。

また、幼稚園・小学校の統廃合に伴いスクールバスの運行を実施し、保護者の経済的負担の軽減に努めました。スクールバスの運行状況につきましては、表に記載のとおりでございます。

次に、学校施設整備室の決算概要について御説明いたします。

159ページになります。

学校施設整備室の決算額が9億1,800万4,622円でございます。

1、学校施設の整備計画におきましては、学校施設長寿命化計画を策定するために必要な実態調査事業を実施いたしました。なお、長寿命化計画本体につきましては、平成30年度中に作成するという予定になっております。

2、学校施設の維持管理におきましては、幼稚園、小学校、中学校の維持管理に係る修繕及び管理業務委託を実施いたしました。

3の、校舎等の計画的整備・充実におきまして、(1)の小中一貫校整備事業では、東郷地域の小中一貫校の用地測量業務委託及び小学校棟・管理中学校棟・特別教室棟の新築建築工事を実施いたしました。(2)の小学校諸施設整備事業におき

ましては、児童の安全性を確保するため、川内小学校南校舎外壁等の改修工事など64件を、

(3)の中学校諸施設整備事業におきましては、生徒の安全性を確保するため、海陽中学校リサイクル倉庫上屋取替工事などの29件を、(4)の幼稚園の諸施設整備事業におきましては、ひわき幼稚園庇落下防止対策工事など15件を実施いたしました。

4の、災害対応による整備におきましては、海星中学校台風18号災害復旧工事など、6件を実施いたしました。

次に、学校教育課の決算概要について説明いたします。

160ページをお開きください。

学校教育課の決算額が5億5,800万3,906円となっております。

主要施策の成果でございますが、1の、豊かな人間性を育む学習環境と義務教育の充実におきましては、小中一貫教育の推進事業について、市内全14中学校区で小学校英語教育の充実や「ふるさと・コミュニケーション科の充実」などに取り組みしました。外国語指導助手7名を市内小・中学校に派遣し、語学指導及び英語授業の改善、活性化を図りました。また、英語力向上プラン事業といたしまして、市内中学生の英語技能検定試験の検定料を負担するとともに、英語サマーキャンプなどを実施し、薩摩川内元気塾等におきましては、卒業生や著名人による講演会等を125回開催いたしました。小学4年生を対象に実施しております甌アイランドウォッチング事業につきましては、19校が参加し、822人の児童が甌島を訪問しております。

次は、161ページになります。

2、教育相談体制の充実におきましては、児童生徒の心の悩みなどや不登校対策に対する相談体制の充実と機能強化を図るため、心の教育相談員やスクールソーシャルワーカーなど、高度な専門的知識と経験を有する相談員を配置いたしました。その結果、大きな問題は発生していないところでございます。

162ページになります。

幼児教育の充実におきましては、認可保育所のない甌地域の4公立幼稚園で、子育て支援を図るために預かり保育を実施しております。

4の、児童生徒等の健康管理及び体育的活動の充実におきましては、健康診断などの実施による健康管理体制の充実と各種大会等を通じた児童生徒の体力向上を図ったほか、児童生徒の災害に係る日本スポーツ振興センター共済給付金の給付等を行いました。

最後、5の、学校給食管理及び充実におきまして、学校給食の充実におきましては、学校給食センター5施設において、栄養豊かで安全・安心なおいしい学校給食を市内の幼稚園、小学校、中学校の園児、児童・生徒など約9,400人に提供し、施設設備の整備におきましては、備品関係といたしましてマイコンスライサー、真空冷却機、牛乳保冷库等の整備をしたところでございます。

○委員長（帯田裕達）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦）平成29年度一般会計歳入歳出決算、教育総務課分について説明いたします。

歳出から説明いたします。

決算書の177ページをお開きください。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費の決算額は270万2,491円です。

事項、教育委員会費は、教育委員4人分の報酬と教育委員の各種会議等出席に伴う旅費等が主なものです。

次に、2目事務局費の決算額は5億1,085万7,028円のうち、教育総務課分は4億9,759万2,628円であります。事項、事務局管理費の主な支出は、学校司書（補）業務嘱託員24人の報酬、次のページになります、行政事務嘱託員5人の報酬、文書送達業務嘱託員報酬、教育委員会事務局職員48人の人件費及び川内地域学校ごみ収集業務委託ほか36件の委託業務、旧西方小学校のプール解体工事ほか24件の工事、全国都市教育長協議会負担金ほか10件の負担金、学校教育施設整備基金積立金は、旧高城西中学校の財産処分用途廃止に伴い、文部科学省の処分条件として、有償で貸し付けた場合に貸付料の補助相当分を基金として積み立てたものであります。

事項、奨学育英事業費の主な支出は、市内の高校生のうち、特別奨学資金支給対象者として30人に奨学資金を支給したほか、特別奨学基金に積み立てを行ったものです。

1節50万円以上の不用額は、1節報酬は休職等代替嘱託員を措置したものです。該当者がいなかったためであり、3節職員手当等は教育部職員の時間外手当の執行残、4節共済費は一般職共済組合負担金の執行残、11節需用費は閉校跡地等移行管理事業費施設の修繕料等の執行残、13節委託料は閉校分を含む学校ごみ収集業務委託料の執行残などが主なものであります。

3目教育振興費の決算額8億8,678万8,345円のうち、教育総務課分は1,761万9,932円です。

事項、教育指導費中、教育総務課分は就学援助費の口座振り込み通知書のはがき代などで、事項、教育育成費の教育総務課分は離島高校生修学支援費で、甌島から本土高校に進学した高校生の自宅以外——寮とかアパート等——に居住する生徒の居住費の一部を支援するもので、対象者52人に支給しております。

次に、181ページをお開きください。

中ほどであります。教育総務課分ですが、事項、漁村留学制度事業費であります。これは、鹿島町のウミネコ留学制度に要するもので、ウミネコ留学制度業務委託が主なものであります。12人の児童が鹿島町に留学し、体験学習をいたしました。

1節50万円以上の不用額は、20節扶助費62万6,300円で、離島高校生修学支援費の申請者が見込みより少なかったためであります。

次に、183ページをお開きください。

4目教職員住宅管理費の決算額ですが、5,325万1,438円で、事項、教職員住宅管理費の主な支出は、教職員住宅179戸の管理及び維持補修に係る経費で、教職員住宅管理業務委託ほか4件の委託、瀬々野浦教職員住宅1号ほか1棟の解体工事であります。

1節50万円以上の不用額はありません。

次に、2項小学校費1目小学校管理費の決算額3億6,824万4,355円のうち、教育総務課分は3億4,020万1,340円です。

事項、小学校管理費の主な支出は、小学校30校の管理運営・維持補修に要する経費で、学校用務嘱託員10人及び学校主事20人の人件費、学校施設の光熱水費、施設修繕、消防設備保守点検業務委託ほか42件の委託業務や補修用原材料、

備品購入費、県学校図書館協議会負担金等であります。

1節50万円以上の不用額は、12節役務費で、小学校30校の電話料等通信運搬費の執行残であります。

次に、185ページをお開きください。

2目小学校教育振興費は、決算額1億8,972万3,635円で、事項、小学校教材備品整備費は小学校の教材整備、事項、小学校理振法備品整備費は理科振興法に基づき理科・算数備品の購入、事項、小学校扶助費はスクールバス等運転手業務嘱託員4人の報酬、スクールバス運行管理業務委託、児童の就学援助費を814人に支給したほか、特別支援教育就学奨励費を104人に、遠距離児童通学費を48人に給付したものが主なものであります。

事項、小学校近代教育設備費は、各小学校のパソコンの保守業務委託や小学校図書館システム保守業務委託などが主なものです。

備品購入費では、小学校27校の普通教室にノートパソコン101台と教育用タブレットパソコン60台、小学校26校に校務用のノートパソコン152台を、それから書画カメラを18校に115台購入いたしております。

1節50万円以上の不用額は、11節需用費は教材備品整備費、スクールバスの燃料費・修繕料などの執行残、14節使用料及び賃借料はスクールバス運行に係る執行残、20節扶助費は就学援助費等の執行残が主なものであります。

同じく185ページから187ページにかけてですが、3項中学校費1目中学校管理費の決算額2億1,806万3,912円で、うち教育総務課分は決算額2億150万136円であります。

事項、中学校管理費の主な支出は、休校中の鹿児島中を含めた中学校15校の管理運営及び維持補修に要する経費で、学校用務嘱託員3人及び学校主事11人の人件費、学校施設の光熱水費、施設修繕、維持管理業務委託や補修用原材料、備品購入費、県学校図書館協議会負担金などであります。

1節50万円以上の不用額は、11節需用費は各中学校配当予算の執行残の積み上げで、12節役務費は電話料等通信運搬費等で、13節委託料は学校管理業務委託料の執行残などが主なものであります。

同じく187ページ、2目中学校教育振興費の決算額は、1億1,622万8,512円です。

事項、中学校教材備品整備費は中学校14校の教材整備、事項、中学校理振法備品整備費は理科振興法に基づき理科備品の購入、事項、中学校扶助費はスクールバス等運転手業務嘱託員6人の報酬、甕島の生徒の修学旅行の助成をする修学旅行補助金、453人の生徒への就学援助費の支給のほか、41人に特別支援教育就学奨励費を、85人に遠距離生徒通学費の給付などが主なものであります。

事項、中学校近代教育設備費は、各中学校のパソコンの保守業務委託や中学校図書館システム保守業務委託などが主なものです。

備品購入費では、中学校13校の普通教室にノートパソコン29台と教育用タブレットパソコン28台、校務用のノートパソコン96台と、書画カメラを9校に35台購入しております。

1節50万円以上の不用額は、20節扶助費で、就学援助費の執行残が主なものであります。

次に、187ページから189ページにかけて、4項幼稚園費1目幼稚園管理費の決算額2億5,231万6,786円のうち、教育総務課分、2億4,857万8,183円であります。

事項、幼稚園管理費は、幼稚園12園の管理運営及び維持補修に要する経費で、幼稚園教諭業務嘱託員・養護教諭業務嘱託員12人の報酬、幼稚園教諭25人の人件費、それから光熱水費、幼稚園消防設備保守点検業務委託ほか12件の委託のほか、鹿児島県国公立幼稚園・こども園協会費及び全国・九州国公立幼稚園・こども園会負担金ほか2件などが主なものであります。

1節50万円以上の不用額はありません。

次に、2目幼稚園教育振興費の決算額は1,739万9,257円で、うち教育総務課分は1,474万4,261円です。

事項、幼稚園扶助費は、東郷幼稚園スクールバス運行業務委託ほか3件の委託が主なものです。

1節50万円以上の不用額はありません。

次に、203ページをお開きください。

11款災害復旧費4項その他公用・公共施設災害復旧費1目現年公用・公共施設災害復旧費の決算額2,235万6,232円のうち、事項、現年公用・公共施設災害復旧事業費の教育総務課分

すが、205ページ、備考欄にあります、八幡教職員住宅大雨災害復旧工事ほか2件の工事で、これは平成28年度からの繰越明許費分であります。

歳出につきましては、以上です。

続いて、歳入について説明いたします。

決算書の23ページをお開きください。

14款使用料及び手数料1項使用料7目教育使用料で、教育総務課分は1節小学校使用料、2節中学校使用料、3節幼稚園使用料で、小・中学校・幼稚園敷地内の九電柱・NTT柱の行政財産使用料が主なものであります。

次に、29ページをお開きください。

14款使用料及び手数料2項手数料7目教育手数料で、1節教育手数料の教育総務課分の諸証明手数料は、教職員住宅の車庫証明手数料5件分であります。

次に、35ページをお開きください。

15款国庫支出金2項国庫補助金8目教育費補助金1節小学校費補助金で、教育総務課分は、義務教育扶助費補助金が要保護及び特別支援学級に就学する児童の就学援助費に対する補助金で、理科教育設備費補助金が小学校の理科学習設備、算数教育設備費補助金は小学校の算数器具設備費等に要する補助金で、補助率は2分の1であります。

次に、37ページをお開きください。

2節中学校費補助金で、教育総務課分は、義務教育扶助費補助金が要保護及び特別支援学級に就学する生徒の就学援助費に対する補助金で、理科教育設備費補助金が中学校の理科設備に対する補助金、へき地教育整備補助金は甑島の生徒の修学旅行に要する経費のうち交通費・宿泊費に対する補助金で、補助率は2分の1です。

次に、6節教育総務費補助金の教育総務課分ですが、離島高校生修学支援費補助金で、甑島から本土高校に進学し、自宅以外に居住している生徒の居住費に係る経費の支援に対する補助金で、補助率は2分の1であります。

次に、45ページをお開きください。

16款県支出金2項県補助金8目教育費補助金1節教育総務費補助金で、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、鹿島地域のウミネコ留学制度事業に係る分であり、補助率は10分の7であります。

次に、51ページをお開きください。

16款県支出金3項県委託金7目教育費委託金1節教育総務費委託金で、備考欄、教育総務課の権限移譲事務委託金は、県地域改善対策高等学校等奨学資金の返還債務事務に関する事務費分であります。

次に、53ページをお開きください。

17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入の、教育総務課分は、同目最後のほうであります、主なものは教職員住宅の貸家料で、教職員住宅179戸のうち実質貸し付けしております138戸分の貸付料であります。

同じく53ページ、2目利子及び配当金1節利子及び配当金の教育総務課分ですが、55ページをお開きください。同目内の最後のほうで、特別奨学基金と奨学資金貸付基金から生じた利子であります。

同じく55ページ、17款財産収入2項財産売却収入1目不動産売却収入1節土地建物売却収入の教育総務課分は、平成29年度閉校いたしました小学校の学有林の本市の収入分であります。

次に、57ページをお開きください。

17款財産収入2項財産売却収入2目物品売却収入の教育総務課分は、同目内の最後のほうですが、これは平成28年度に閉校いたしました旧鳥丸小、旧山田小、旧南瀬小の3校のほうにありましたピアノ5台、これを売却した分の収益分であります。

同じく57ページであります。18款寄附金1項寄附金8目教育費寄附金1節教育費寄附金のうち、教育総務課分は、小学校寄附金が市内の個人一人・法人2社、中学校寄附金が個人一人・法人1社、教育総務費寄附金は市内の法人1社からの寄附によるものであります。小・中学校寄附金は学校備品に、教育総務費寄附金は特別奨学基金に積み立てました。

次に、59ページをお開きください。

19款繰入金1項基金繰入金7目特別奨学基金繰入金は、特別奨学金支給分を同基金から一般会計に繰り入れ、特別奨学金に充当したものであります。

次に、73ページをお開きください。

21款諸収入5項雑入4目雑入1節雑入のうち、

教育総務課分の主なものは嘱託員の雇用保険料の個人の掛金分のほか、学校屋内運動場電気料実費収入、太陽光発電余剰電力料など18件であります。

続きまして、財産に関する調書について説明をいたします。

369ページをお開きください。

公有財産「土地及び建物」で、教育総務課所管分は学校施設の部分で、増減の内容といたしまして、小学校は、主に東郷学園義務教育学校建設敷地の、この地籍図を整理いたしまして、分・合筆を行いました。これによる、土地の増減による記載であります。また、一部、子育て支援課に所管がえした分が、減の要因となっております。

教職員住宅に関する分は、旧南瀬小・旧山田小・旧藤川小の教職員住宅を建築住宅課へ所管がえしたため、土地建物が減となったものであります。また、瀬々野浦教職員住宅を解体したことによります建物の減が、主な要因でございます。

次に、基金について御説明いたします。

376ページをお開きください。

4、基金、特定基金のうち教育総務課分、学校教育施設整備基金で、これは、旧高城西中学校の財産処分用途廃止に伴う、文部科学省の処分条件として、有償貸付分の貸付料の補助相当分を基金として積み立てたものであります。

特別奨学基金は、寄附金100万円、利子4万4,000円を積み立て、奨学育英事業費として特別奨学資金支給対象者30人に540万円、これを支給するため、基金を一部取り崩したものであります。

377ページをお開きください。

運用基金のうち、教育総務課分は奨学資金貸付基金で、増減はございません。

次に、基金の運用状況について説明いたします。

378ページをお開きください。

奨学資金貸付基金の平成29年度末の現在高、これが2,709万5,000円であります。

平成29年度の運用状況であります。前年度の繰越額384万8,400円と返還額377万9,000円の合計762万7,400円、この範囲内において貸し付けを行いまして、対象者二人に合計24万円を貸し付けました。また、利子収入37円を一般会計に振りかえたところであります。

す。

次の379ページであります。、(4)の表、月別運用状況の表にありますとおり、左から3番目、返還調定額533万3,200円に対する未返還金額は155万4,200円です。

なお、平成29年度調定分の当該年度末未返還金額155万4,200円と過年度未返還金額と合わせまして、貸付基金返還期日到来分について未返還金額総額が595万6,700円であります。

以上で、教育総務課分の説明を終わります。

○学校施設整備室長（上口憲一）学校施設整備室の平成29年度決算について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明いたします。

決算書の177ページをお開きください。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の支出済み額5億1,085万7,028円のうち、学校施設整備室分の支出済み額は1,326万4,400円であります。

歳出の内訳は、179ページの備考欄の中段に記載してあります薩摩川内市学校施設長寿化計画（実態調査）業務委託を実施したものであります。業務の内容は、小学校26校、中学校13校及び幼稚園12園の校舎及び屋体について、老朽化の実態調査を行ったものであり、この調査をもとに現在、実施計画を策定しているところでございます。

同じく3目教育振興費の支出済み額8億8,678万8,345円のうち、学校施設整備室の支出済み額は7億3,744万5,374円であります。また、翌年度繰り越しの4,705万5,000円は、東郷学園義務教育学校の屋外トイレ等の附属建物工事が本体工事との調整に期間を要したことで、工事請負費を翌年度へ繰り越したものでございます。

歳出の内訳は、181ページの備考欄の下段に記載してあります事項、小中一貫校整備事業費で、主なものは、現在建設を進めております東郷学園義務教育学校の分筆に伴う用地測量業務委託ほか4件、また管理中学校棟新築（建築）工事の前払い金ほか19件を執行したもので、うち3,894万1,000円は、敷地内の排水工事等を、平成28年度からの繰越分であり、そのほか建設工事に伴う給水負担金を支出したものでござ

います。

次に、183ページの2項小学校費1目小学校管理費の支出済み額3億6,824万4,355円のうち、学校施設整備室の支出済み額は2,804万3,015円であります。

歳出の内訳は、185ページの備考欄の上段に記載してあります薩摩川内市学校施設管理業務委託ほか2件を支出したものであります。内容は、市内の小学校30校の修繕業務を管理組合へ業務委託したものであります。

同じく3目小学校建設費の支出済み額、事項、小学校諸施設整備事業費の9,641万2,912円であります。

歳出の内訳は、備考欄の中段に記載してあります川内小学校南校舎外壁等改修工事ほか63件を支出したものであります。

なお、繰越明許費の6,699万7,000円は、川内小学校、隈之城小学校及び可愛小学校の校舎外壁等改修工事の、平成28年度からの繰越分でございます。

同じく3項中学校費1目中学校管理費の支出済み額2億1,806万3,912円のうち、学校施設整備室の支出済み額は1,656万3,776円であります。

歳出の内訳は、187ページの備考欄上段に記載してあります薩摩川内市学校施設管理業務委託を支出したものであり、内容は、市内の中学校14校の修繕業務を管理組合へ業務委託したものでございます。

同じく3目中学校建設費の支出済み額は、事項、中学校諸施設整備事業費で1,348万1,851円であります。

歳出の内訳は、備考欄、中段に記載してあります海陽中学校リサイクル倉庫上屋取りかえ工事ほか28件を支出したものであります。

同じく4項幼稚園費1目幼稚園管理費の支出済み額2億5,231万6,786円のうち、学校施設整備室の支出済み額は373万8,603円であります。

歳出の内訳は、189ページの備考欄の上段に記載してあります薩摩川内市学校施設管理業務委託を支出したものであり、内容は、市内の幼稚園12園の修繕業務を管理組合へ業務委託したものでございます。

同じく3目幼稚園建設費の支出済み額は、事項、幼稚園諸施設整備事業費の419万2,419円であります。

歳出の内訳は、備考欄に記載してありますひわき幼稚園庇落下防止対策工事ほか14件を支出したものであります。

次に、203ページをお開きください。

11款災害復旧費3項文教施設災害復旧費2目現年単独文教施設災害復旧費の支出済み額は、事項、現年単独文教施設災害復旧事業費の486万2,272円であります。

歳出の内訳は、海星中学校台風18号災害復旧（法面陥没）工事ほか5件を支出したものでございます。

なお、以上説明いたしました歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用で対応いたしました状況について説明いたします。

別冊の議会資料をお開きください。50万円以上の節間流用一覧をごらんください。

議会資料の3ページでございます。

学校施設整備室における50万円以上の節間流用は、36番の1件であります。小中一貫校整備事業に係る用地測量業務委託に変更が生じたことから、事項、小中一貫校整備事業費、15節工事請負費から同事項、13節委託料に72万5,000円を予算流用し、執行したものであります。

以上が、50万円以上の節間流用の対応状況でございます。

なお、1節50万円以上の不用額はございません。

次に、歳入について御説明いたします。

決算書の29ページをお開きください。

15款国庫支出金1項国庫負担金、ページをめくっていただき、3目教育費負担金の小中一貫校費負担金3億314万2,000円につきましては、平成29年度分の東郷学園義務教育学校の新築工事に伴う国庫補助金であり、補助率は10分の5.5であります。なお、2カ年の継続費であり、全体補助の3割に相当いたします。

同じく31ページの2項国庫補助金につきましては、35ページの8目教育費補助金で、学校施設整備室分は備考欄下段の学校施設環境改善交付金1,524万7,000円で、平成28年度から

の繰り越し分として可愛小学校、川内小学校、隈之城小学校の校舎棟外壁改修工事に伴う国庫補助金であり、補助率は3分の1でございます。

以上で、学校施設整備室の説明を終わります。

○学校教育課長（熊野賢一） それでは、学校教育課に係る平成29年度の決算につきまして、御説明いたします。

歳出につきまして御説明いたしますので、決算書の179ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費の支出済み額8億8,678万8,345円のうち、学校教育課分は1億3,172万3,039円で、備考欄に示してあります事項の主なものについて御説明いたします。

事項、教育指導費の主なものは、児童生徒知能検査・学力検査業務委託及びタブレット支援事業業務委託でございます。

事項、教育研修費の主なものは、市立学校教職員研修補助金でございます。

事項、教育育成費は、英語技能検定試験検定料、特別支援教育支援員謝金、甌アイランドウォッチング事業補助金などが主なものでございます。

次に、教育派遣費は、181ページをお開きください。

事項、教育派遣費の主なものは、外国語指導助手ALT7名の報酬等でございます。うち2名を9月から民間委託にて派遣しております。

事項、教育研究費は、5中学校区におけるコミュニティ・スクールに係る委員の報酬と旅費、3中学校区のコミュニティ・スクール設立準備委員会の委員謝金と旅費が主なものでございます。

事項、心の教室相談員配置事業費は、中学校に配置した相談員の謝金が主なものでございます。

事項、子どものサポート体制整備事業費は、スマイルームにおける指導員の謝金が主なものでございます。

事項、薩摩川内元気塾事業費の主なものは、各中学校区元気塾推進委員会への業務委託料でございます。

事項、小中一貫教育推進事業費は、小学校英語講師謝金、小中一貫教育に伴うバス借上料などが主なものでございます。

事項、スクールソーシャルワーカー活用事業費は、ソーシャルワーカーの謝金、旅費等が主なも

のでございます。

次に、学校保健費になりますが、183ページの中段になります。

5目学校保健費は、支出済み額6,177万5,886円で、備考欄の事項のうち、主なものについて御説明いたします。

事項、学校保健体育運営管理費は、学校医・学校薬剤師等報酬、児童生徒・幼児及び教職員健康診断委託などが主なものでございます。

事項、日本スポーツ振興センター共済給付事業費は、幼稚園・小・中学校の園児・児童・生徒分の共済掛金及び災害共済給付金でございます。

各種大会運営費は、小学校綱引き大会時の児童輸送用バス借上料が主なものでございます。

次に、幼稚園教育振興費になりますが、189ページの中段になります。

同じく4項2目幼稚園教育振興費の支出済み額1,739万9,257円のうち、学校教育課分は265万4,996円で、甌島地域での預かり保育の保育士賃金が主なものでございます。

次に、給食センター費になりますが、201ページの上段になります。

同じく6項3目給食センター費は、支出済み額3億6,184万9,985円で、備考欄の事項のうち、主なものについて御説明いたします。

事項、給食センター管理費は、給食調理等業務委託など五つの給食センターの維持運営に係る委託料、同じく給食センターに係る消耗品費、修繕料などの需用費が主なものでございます。

事項、給食センター施設設備整備費の主なものは、里及び下甌学校給食センターの真空冷却機、冷凍庫、冷凍冷蔵庫、衣類殺菌機などの備品購入費でございます。

なお、以上説明いたしました歳出執行に当たって、50万円以上の節間流用はございませんでした。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、決算書の15ページをお開きください。

下段の13款2項3目教育費負担金の3節日本スポーツ振興センター掛金は、幼稚園・小・中学校の幼児・児童・生徒の保護者負担分でございます。

23ページをお開きください。上段の14款1項7目教育使用料の3節幼稚園使用料の幼稚園

使用料は、市立幼稚園１２園の保育料でございます。収入未済はありませんでした。

なお、昨年度未納分も収入しております。

同じく５節保健体育使用料の行政財産使用料の学校教育課分は２５ページの中段になります。給食センター２カ所の自販機、九電柱、太陽光発電の屋根貸しに係る使用料でございます。

３５ページをお開きください。

下段の１５款２項８目教育費補助金の１節小学校費補助金の学校教育課分を御説明いたします。

へき地教育整備補助金は、準へき地における新小学校１年生の心臓検診に係る経費の補助で、補助率は３分の１でございます。

３７ページをお開きください。

上段の同じく２節中学校費補助金の学校教育課分は、へき地教育整備補助金でございます。ただいま説明いたしました小学校と同じく、準へき地における新中学校１年生の心臓検診に係る経費の補助で、補助率は３分の１でございます。

同じく６節教育総務費補助金の学校教育課分を御説明いたします。

理科実験アシスタント配置事業補助金は、複式学級等の理科の実験をサポートする支援員の経費が対象となり、補助率は３分の１でございます。

４７ページをお開きください。

中段の１６款２項８目教育費補助金、５節保健体育費補助金の学校教育課分を御説明いたします。

特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、里及び下甕学校給食センターにおける備品購入の経費が対象となり、補助率は１０分の８でございます。

６３ページをお開きください。

２１款５項４目雑入、１節雑入における学校教育課分は、７５ページの中段の３件となります。

まず、預かり保育料は、甕島地域市立幼稚園４園での預かり保育事業に係るもので、収入未済はございません。

電気料実費収入金は、川内学校給食センターの飲料水自販機電気代の実費収入でございます。

日本スポーツ振興センター給付金は、学校でのけがに対する災害給付金でございます。

以上で、学校教育課に係る決算の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（松澤 力） １点済みません、この資料の中で心の教室相談員の配置時間が７校で１，４１０時間ということだったんですけど、この相談に来られた件数とかというのがわかれば教えていただきたい。

○学校教育課長（熊野賢一） 相談員の配置は、中学校を中心に配置をしております、川内北、川内中央、川内南、樋脇、入来、東郷、祁答院の中学校に配置をしております、相談件数につきましては、担当のグループ長から説明をさせます。

○指導グループ長（岩脇勝広） では、平成２９年度の相談件数の中身について報告いたします。

川内北中学校を初めとして市内七つの中学校におきまして、合計２，２５５件の相談があったと聞いております。

○委員（松澤 力） ２，０００件以上の相談があるということで、実際にそういった相談員の方には相談される方もいらっしゃると思うんですけど、今後なかなか直接というのが難しい方とか、今もされてるのかもしれないですけど、メールとかＳＮＳとかいろんな窓口で相談できる体制も充実させていったほうが、より相談しやすいものになっていくのかなと思っておりますので、またそういった対応も検討いただけたらというふうに思っています。

○学校教育課長（熊野賢一） ありがとうございます。今現在、市でも社会教育課が愛護センターのほうも相談事業をしております。それから県も、それから国のほうもありますので、そういったのを周知するとともに、今委員が言われましたＳＮＳを使った相談体制等も研究してまいりたいなと思っています。

○委員（徳永武次） 児童生徒の就学援助のことでちょっとお伺いしたいんですけど、小中合わせて１，５７７名、確かにあると思うんですが、これの認定の仕方はどうなさっていらっしゃるか、お伺いします。

○教育総務課長（小原雅彦） 基本的には学校にこの制度があるということを周知して、保護者から申請していただくようにしております。もちろん学校を経由して申請していただきます。学校長

の所見などもいただきながら、最終的には所得等もあわせて判断させていただきます。

○委員（徳永武次）所得証明とかというのも、もちろんとっていらっしゃるわけですね。それと、母子家庭であったりとか、親と同居とか、いろんな形もケースはあると思うんです。この辺での認定の仕方が、学校への依存度というのは結構あると思うんです。親からの申し込みがあれば、100%は恐らく学校長の最終的な判断だと思うんですけど、教育委員会としては何か調査とか、そういうものは進められているんですか。

○委員長（帯田裕達）認定の基準とかあれば出してください。

○委員（徳永武次）それもね。

○学校教育課長（熊野賢一）基本的には所得につきましては、同意書をいただきまして、課税証明などを私どものほうで税務課のほうに照会をして、それによって審査するようになっております。

審査に当たっては、家族の構成人数にあわせた所得の段階がございますので、県の基準がありますから、その基準を下回る場合は、自動的に支給対象とするような形にしております。

基本的には学校長にそのような大きな負担はかぶせるものではなく、意見はいただくようにはしております。

○委員（上野一誠）155ページで、部長の説明の中で、教育会議を1回やりましたという説明があるんですがこれは確認です。これの事務局は教育委員会になるの。

○教育部長（宮里敏郎）総合教育会議の事務局は、市長部局の総務課が行っておりまして、私、さっきの説明の中では開催されたということで、主催したつもりではちょっと説明しなかったんですけども、そういうふうに捉えたのであれば、開催された総合教育会議のほうに出席しましたという意味で説明させていただいたところです。

○総務部長（田代健一）総合教育会議については、今教育部長から説明がありましたとおり、市長が主催しますので、市長部局の総務課のほうが事務局となっております。

そして、個別の提案議案によりまして、提案課のほうから説明を受ける形で事務局のほうで市長の進行によって進めるという形のほうをとっております。

○委員（上野一誠）だから、この総合教育会議は市長部局が事務局ですよ。ですから、今の説明を聞くと、教育長がこれを招集して開いたというふうな誤解を招く部分があって、だから全く教育委員会内部から動いてないという形になるので、やっぱりここは少し報告のあり方も少し検討してやらないと。これは市長部局がやるから、そこには一つのけじめというんじゃないけど、市長が座長であり、会長になるので、そこは明確にしたほうがいいというふうに思いましたので、若干誤解を招く説明だなと、それはひとつまた今後考えてください。

ちょっと1点、奨学金の貸付金の未返済、この中で一応運用も調定額もあるんですが、未返済金額総額は595万6,700円であるという中で、これを29年度末に返還が迫ってますよという報告を受ける中で、この一応返済の見込みというか、そこはどんなふうに理解をすればいいですか。

○教育総務課長（小原雅彦）奨学金につきましては、基本的には返還期間というのが、高校生であれば就職してから7年間、大学生で10年間という返還期間を設けます。

貸し付けた分について10年間の返済計画を立てさせまして、それに基づいて返還をさせるんですが、今、上野委員がおっしゃったように、返還期間が過ぎても、要するに今返済されない部分につきまして、それが御指摘のとおり累積されているところであります。9それぞれの対象者に、毎年年度初めに、まずことしの返還の計画書、それから文書をお送りし、催促します。

そして、大体年度半ばにその状況について、また催促を求めます。場合によっては、そのお宅に行ったり、電話をしたりとかしながらします。

状況を見ると、今苦しいとか、ちょっと待ってくれとかいう分もありますが、やはり粘り強くと申しますか、そういうのもしていきながら、その返還の努力をしているところではあります。

○委員（上野一誠）苦しい家庭に応援をするという制度であるんですが、そこは借りた側の自覚というか、今回の監査指摘の中に、貸付金の未返済金については、今後連帯保証人への請求等も含め、徴収に努めさせたいというのを、あえてしっかり監査意見が出されています。ですから、ここらも意見・要望でいいんですが、鋭意努力をお願いし

たいと思います。

○委員長（帯田裕達）意見・要望です。ほかにはありませんか。

○委員（坂口健太）まず1点伺いたいと思います。ウミネコ留学生等の業務委託についてです。計上されておりますけれども、まずどのような業務を委託されているのかというのと、もう一件、ウミネコ留学生の募集にかかわるテレビ制作のCMと放送業務委託があるわけですが。これはテレビCMをつくって全国から募集するということですが、どこで流しているのかなと思って、気になりまして伺ってみたいと思います。

○教育総務課長（小原雅彦）まず、委託業務の内容ですけれども、基本的には留学希望者の面接から決定、それから里親にそれぞれお願いをいたします。

それから、定例的に鹿島町に実施委員会というのを設けて、そこが受託先になるんですが、定期的には実施委員会を開いていただいて、留学生の状況の把握とか、そういう業務を委託しております。

それから、テレビCMですけれども、福岡と佐賀のテレビ局に委託をしておりますので、九州管内と申しますか、20本CMを流していただいております。

募集に関しましては、そのほか新聞への掲載と市のホームページに掲載をしておりますので、ホームページでの募集、そういった形で全国に募集をしているような状況です。

○委員（坂口健太）募集の方法、テレビCM制作等の放送業務委託ということなんですが、業務委託の費用が75万6,000円ですか。限られた費用であるので、全国から募集するということですので、限られた予算であるんですが、もっと効率的な方法はないのか、もう少し検討をしていたければ幸いです。

続けて、次の質問をしたいと思います。島外活動の補助金、修学旅行の補助金についてなんですけれども、甑島の各小・中学校に修学旅行の補助金出していると思うんですが、各小・中学校ごとに、1世帯当たりの保護者の負担額というのは違うものなのでしょうか。

○学校教育課長（熊野賢一）島外活動の補助金につきましては、甑島地域の部活動とか、そういう子どもたちが来るということで、修学旅行につ

いては、また国のほうのへき地等の補助金、そういったのもあって、大体正確な数字はわかりませんが、本土地域と同じぐらいの保護者の負担になるような感じだと受けとめております。

○委員（坂口健太）では、次の質問に移りたいと思います。小・中学校のスクールバスについてなんですけれども、小・中学校においては利用者が1名ほどしかおられないところもあるということなんですが、この1名しかおられないところの運行形態はどのようになっているのでしょうか。

○教育総務課長（小原雅彦）名称はスクールバスということでしておりますが、少数のところはタクシーによる運行委託をしております。

○委員（坂口健太）確認できました。ありがとうございます。

では、最後に質問したいんですけど、教育用パソコン等の整備事業についてなんですが、電源立地対策交付金を活用して整備されるのは、結構なことだと思うんですが、一方で、タブレットや教育用パソコンというのは、非常に経年劣化とは言いませんが、1年たつごと、2年たつごと、どんどん古い設備といいますか、すぐ新しい設備に置きかわってしまうわけです。

そういったものに電源立地対策交付金を充当するのも、果たして最も効率的な活用方法と言えるのかなと思ひまして、もっと10年、20年使えるようなハードに充当するようなこともできると思うんですが、なぜ電源立地対策交付金を活用して、なぜ教育用パソコンを購入という形で整備をされるのか。定期的に更新を見込めるようなリース契約で整備をされたりしないのかということ、ちょっと伺ってみたいと思います。

○教育総務課長（小原雅彦）基本的にこの電源立地対策交付金につきましては、リースによる支出ができません。購入しないといけません。おっしゃるように、もっと短期でパソコンの更新をできればいいんですが、非常に台数も多く、1億円近い費用もかかります。市の一応財源を求める材料として、有利なといいますか、そういう判断で電源立地対策交付金を申し込んだところであります。

パソコンのOSのリニューアルは、なるべく努力はしておりますが、大体今六、七年程度であれば、何とか現行のパソコンの使用に耐えるんじや

ないかと、そういう判断でこの補助金を活用し、パソコンを導入しているような状況です。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課の審査を終わります。

皆さんにお諮りします。午前中、少年自然の家まで審査に入りたいと思いますが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

△少年自然の家の審査

○委員長（帯田裕達）次は、少年自然の家の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎）少年自然の家、遅れて大変申しわけございませんでした。

それでは、少年自然の家の決算概要について説明いたします。

決算附属書の168ページをお開きください。

少年自然の家の決算額が1億339万48円となっております。

主要施策の成果でございますが、1、少年自然の家運営及び施設の維持管理におきましては、利用者の安全性向上を図るため、庁舎警備、浄化槽管理などの業務委託を実施するとともに、冒険の森中央やぐら改修工事等を行ったところでございます。

また、昨年は4月に延べ利用者数100万人を達成いたしました。7月23日には開所30周年記念式典を開催するとともに、記念誌の発行を行っております。

2、少年自然の家事業におきましては、夏冬のアドベンチャー事業、てらやまんち森の学校、ファミリー自然体験隊などの主催事業を実施し、また、一般成人の生涯学習を支援する事業として、てらやまんちほっとサロンの実施や、地域青少年健全育成指導者の指導力向上を目指した地域指導者養成講座などを実施いたしました。

平成29年度の利用団体数は407団体、研修延べ人員が3万9,707人となっております。

3の、少年自然の家の施設整備につきましては、森の遊学館の空調設備工事を実施したところでございます。

○委員長（帯田裕達）次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○少年自然の家所長（池田尚人）まずは時間に遅れまして、申しわけございませんでした。

歳出について御説明申し上げます。

決算書の197ページをお開きください。

歳出済み額は1億339万48円でございます。

歳出の概要につきましては、右側の備考欄に従い、御説明を申し上げます。

少年自然の家管理費につきましては、施設の管理にかかわる人件費、調査・清掃作業等の委託料、備品購入、維持補修にかかわる修繕料が主なものです。

また、少年自然の家事業費につきましては、主催事業にかかわる食糧費、使用料及び賃借料が主なものです。

少年自然の家施設設備整備費につきましては、森の遊学館空調設置工事にかかわるものでございます。

不用額が50万円を超えるもの、全く執行していないものはありません。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

決算書の23ページをお開きください。

7目教育使用料4節社会教育使用料の中の、少年自然の家使用料の収入がございました。

また、行政財産使用料は、NTTドコモ携帯電話中継基地局及びカストルの自動販売機、九州電力の本柱、支線の設置使用料でございます。

続きまして、53ページをごらんください。

1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入の中の少年自然の家貸家料といたしまして、自動販売機分の収入がありました。

77ページをごらんください。

4目雑入1節雑入といたしまして、アドベンチャー等参加実費徴収金、電気料実費収入金、コピー代実費収入金の収入がございました。

なお、この電気料は自動販売機、食堂、携帯電話中継基地局、電気代の実費の収入金であります。

収入未済額はございません。

また、流用の50万円以上の節間流用についてはありませんでした。

また、予備費充用についてもありませんでした。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（松澤 力）済みません。ちょっとささいなことで恐縮なんですけど、今、御説明の中で、コピー代のところが年間70円です。ほぼ年間あまり使われてないんじゃないかなと思うんですけど、これは経費的には特にかかっているんですか。

○少年自然の家所長（池田尚人）このコピー代の実費収入金につきましては、1回につき10円という形で利用をしていただく方からいただいています。集団宿泊学習等で来られる学校等については、さまざまなしおり等については学校等でも印刷製本等をしていただいておりますので、そのような場合、使う場合のみ10円ということで入らせていただいております、年間で70円の収入があったということでございます。

○委員（松澤 力）置いておいたほうがいいということであればですけど、特にあまり利用がなければ、置いておくのがどこまで必要なのかなとずっと思ったところもあって、職員の方が使っているコピー機で対応できるのであれば、置かなくてもいいのかなとか思ったんですけども、済みません。

○少年自然の家所長（池田尚人）利用者が使うためのコピー機というのは置いてはございません。

（発言する者あり）職員で併用して使うものを利用者が使った場合に1回10円という形で使用をさせていただいております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（落口久光）済みません、長く待っていただいております。

時代は変わって、利用する子どもたちの傾向が変わっていると思うんですけど、それに合わせて施設のあり方というのを見直すべきかどうかとかいうのを感じられるような事象があるのか、ない

のかとかいうのがあったら教えていただきたいなと。

○少年自然の家所長（池田尚人）ただいまの件に関しましては、例えば幼稚園や保育園、小・中学校の集団宿泊学習やお泊り保育等で少年自然の家のほうを1万135人使っていただいています。

例えば、施設で申しますとトイレ等につきまして、現在少年自然の家には54器トイレがございしますが、うち洋式は29器となっております。アンケート等の要望等で、トイレ等については、ぜひ洋式化を進めてほしいとか、そのほかにも特別な支援の必要な子どもたち、そのほかにも身体に障害のある子どもたち等おります。そのような子どもたちにも対応する施設となっておりますけれども、身障者用のトイレも現在3器ございますので、それを増設してほしいとか、そのようなことがアンケートとしては出ております。

そのように利用する子どもたちの状況に合わせて施設の整備というのも考えなければなりませんし、あわせて活動プログラムにつきましても、現在79本の活動プログラムがありますが、新たな活動プログラムについても、現在研究を進めているところです。

○議員（落口久光）作業の安全管理とかそういうのが、がんじがらめな状態になってると思いますので、そこら辺も考慮していただいて、必要な処置を講じて、もし万が一があったときに責任逃れじゃないですけど、そういう事象にならないような対応のほうをぜひお願いいたします。

○委員長（帯田裕達）さらに検討をお願いします。

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、少年自然の家の審査を終わります。

ここで休憩します。再開はおおむね13時15分です。

~~~~~

午後0時 9分休憩

~~~~~

午後1時15分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△文化課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、文化課の審査に入ります。

概要の説明を部長にお願いします。

○教育部長（宮里敏郎）文化課の決算概要について説明いたします。

決算附属書の165ページをお開きください。文化課の決算額が1億6,561万5,109円で行われました。主要施策の成果では、1、文化財の調査保存・整備及び活用では、郷土芸能保存奨励事業補助金を56団体に交付したほか、埋蔵文化財発掘調査では個人住宅の調査のほか、久見崎みらいゾーンの開発に伴う久見崎軍港跡試掘調査等を実施いたしました。

2、清色城跡の保存・整備では、散策道等の整備を行い、3の入来麓伝統的建造物群保存地区の保存・整備におきましては、保存地区にかかる修理・修景事業を実施し、街なみ環境整備事業において入来麓の観光案内所用地を取得するとともに、入来支所前中央広場の実施設計などを実施いたしました。

4のその他文化財に関することでは、旧増田家住宅等の指定管理による効率的な管理運営に努め、旧増田家住宅の年間の利用者は1万2,343人となったところです。

5の芸術文化活動の推進におきましては、春の芸能祭、薩摩国分寺秋の夕べ、トンボロ芸術村・ふれあい交流事業を実施いたしました。

次の166ページになります。6の文化施設の整備と運営の充実におきましては、文化施設の効率的な管理運営に努めるとともに、歴史資料館、各郷土館、まごころ文学館では資料収集や保存、展示、調査研究を行ったところでございます。各施設の利用状況、入館状況については、下段に記載のとおりでございます。

○委員長（帯田裕達）次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○文化課長（永里博己）それでは、文化課の決算状況につきまして御説明申し上げます。

まず初めに、歳出の説明をさせていただきます。決算書の191ページをお開きください。10款教育費5項社会教育費2目文化振興費につきましてでございますが、備考欄について説明をさせて

いただきます。

初めに、事項、文化財保護事業費におきまして、主なものは、文化財保護審議会委員報酬、藤川天神臥龍梅及び久留須梅保護対策事業委託などの委託料23件、郷土芸能保存奨励補助金などの補助金2件などでございます。

次に、伝統的建造物群保存整備事業費におきまして、主なものは、伝統的建造物群保存地区保存審議会委員報酬、街なみ環境整備事業における麓中央広場整備実施設計業務委託3件及び市道麓中央線外道路反射鏡取替工事2件、用地購入1件、伝統的建造物群保存地区保存補助金などの補助金2件などでございます。

次に、清色城跡保存整備事業におきまして、主なものは、清色城跡に係る草刈・伐採業務委託などでございます。

次に、文化振興事業費におきまして、主なものは、第19回薩摩国分寺秋の夕べ舞台演出・舞台製作業務委託などの委託料10件でございます。

次に、193ページの文化ホール管理費におきまして、主なものは、川内文化ホール及び入来文化ホールの指定管理料などでございます。

次に、歴史資料館管理費におきまして、主なものは、樋脇郷土館等の行政事務嘱託員3人の報酬、川内歴史資料館・郷土館運営協議会委員報酬、川内歴史資料館及び下甕郷土館の指定管理料、樋脇郷土館館内燻蒸処理業務委託などの委託料8件、樋脇郷土館キューピクル改修工事などの工事請負費3件などでございます。

次に、川内まごころ文学館管理費におきまして、主なものは、川内まごころ文学館運営協議会委員報酬、川内まごころ文学館指定管理料などでございます。

次に、旧増田家住宅等管理事業費におきましては、薩摩川内市入来麓旧増田家住宅等指定管理料などの委託料2件などでございます。

次に、天辰寺前古墳管理費におきまして、天辰寺前古墳公園草刈り、伐採業務委託などの委託料2件などでございます。

以上、説明しました歳出執行に当たりまして50万円以上の予算流用で対応いたしましたものがございまして、説明をさせていただきます。

別冊の議会資料50万円以上の節間流用一覧の4ページをごらんいただきたいと思います。

39番と40番の2件でございます。

まず、39番の久見崎みらいゾーンの試掘調査に当たり、刈りとった草の搬出处分が必要になったことから委託料に不足が生じたため、文化財保護事業費の14節使用料及び賃借料から13節委託料に59万8,000円を予算流用し、執行したものでございます。

次に、40番でございますが、入来郷土館の排煙窓が開かなくなり修繕する必要があったため、事項、歴史資料館管理費の15節工事請負費から11節需用費細修繕費に64万1,000円を予算流用し、執行したものでございます。

以上が、50万円以上の節間流用の対応状況でございます。

次に、歳入について、御説明申し上げます。

決算書をごらんいただきたいと思います。  
23ページをお開きください。

14款使用料及び手数料1項使用料7目教育使用料4節社会教育使用料のうち、当課分につきましては、調定額、収入済み額とも1,112万4,304円でございます。

内訳は、川内歴史資料館、川内まごころ文学館の入館料、川内まごころ文学館、川内文化ホール、入来文化ホールの使用料などでございます。

次に、37ページをお開きください。15款国庫支出金2項国庫補助金8目教育費補助金4節社会教育費補助金は、調定額、収入済み額とも1,019万円でございます。

内訳は、伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金と社会資本整備総合交付金でございます。伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金は、石垣修理工事が補助対象経費の65%の補助率でございます。また、社会資本整備総合交付金が、補助対象経費の50%の補助率でございます。

次に、47ページをごらんください。16款県支出金2項県補助金8目教育費補助金4節社会教育費補助金のうち、当課分につきましては、調定額、収入済み額とも329万5,000円でございます。

内訳は、伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金と特定離島ふるさとおこし推進事業でございます。

伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金は、補助対象経費の5.25%以内の補助率で、特定離

島ふるさとおこし推進事業補助金は、補助対象経費の70%の補助率でございます。

次に、51ページをお開きください。16款県支出金3項県委託金7目教育費委託金5節社会教育費委託金は、調定額、収入済み額とも3万2,000円でございます。

内訳は、文化財保護法に関する事務の埋蔵文化財の試掘調査等に係る権限委譲交付金でございます。件数割交付金となっております。

次に、75ページをお開きください。21款諸収入5項雑入4目雑入1節雑入の当課分につきましては、調定額、収入済み額とも70万5,620円でございます。

内訳は、川内文化ホール光熱料、各郷土誌実費販売収入などでございます。

以上が、当課分の歳入に関する主な内容でございます。

なお、歳入のいずれにつきましても、不納欠損及び収入未済はございませんでした。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（坂口健太）** 節間流用についてちょっと伺いしたいと思います。40番の入来郷土館の排煙窓の修繕に関してなんですが、これ時期はいつごろだったんでしょうか。

**○文化課長（永里博己）** 排煙窓につきましては、財産活用推進課が年に1回施設の点検をしていたいております。それが10月にことし報告をこちらにいただきまして、それまでこちらで気がつかなかったのも悪かったんですけども、10月に報告をいただきまして、やはり緊急性を要するということで、事業を実施したものでございます。

**○委員（坂口健太）** わかりました。ありがとうございます。

もう一点なんですが、39番の久見崎みらいゾーンの試掘調査についてなんですが、使用料及び賃借料から委託料に流用されているんですが、委託料の不用額について97万8,116円ということで、流用したものの59万8,000円はこの中でも一応満たすことはできるんですが、委託料としてどれぐらい余裕を持って見積もっておられるとか、不用額のほうは流用額よりも多いので、この辺ちょっと理由を御説明いただけたら幸いです。

○文化課長（永里博己） みらいゾーンの試掘等につきましては、当初9カ所試掘をいたしました。試掘をする中で、もし実際としましては何も遺物は出てこなかったんですけども、異物が出てきますとその段階でまた試掘範囲を広げていかないといけないというのはございまして、この当初の段階では、まだ委託料を使う予定があるんじゃないかということで、流用で対応をさせていただいたところでございます。

最初の段階で全てが決まっていなかったということもございまして、御理解いただきたいと思います。

○委員（上野一誠） 清色城跡の保存整備なんですけど、清色城、あと山城は県が大方何割ぐらい買い占めたのかな。そうすると、その県の整備計画というのはどんなふうになっているんですか。

○文化課長（永里博己） 清色城跡地の買収等につきましては、市が買い取りをしております。県が買い取りをしているというわけではございません。

○委員（上野一誠） 僕は、最初は国だと理解していたんです。そしたら、直近の中で、県がという説明を受けて、今度は市が買い取ったというふうに理解すればいいの。どっちが、今所有というか、市が買い取ったの。

○文化課長（永里博己） 市が買い取りをしております。

○委員（上野一誠） ということは、市が買い取ったのであれば、整備計画というのがあると思うんですけど、それはどんなふうに動いていくんですか。

○文化課長（永里博己） 大規模な計画というのは、今のところないところでございまして、散策道の本丸とか二の丸等に行く散策道路の整備だけはやっていこうということで、今実施をしているところでございます。

委員おっしゃるように、全体的な計画というのも今後つくっていかなくてはならないというふうには思っております。

○委員（上野一誠） 前にそういう答弁を聞いたのよね。そういったような計画はつくっていくというのは、随分前に聞いているんですけど、それから全然進んでいないということで、発掘調査とかそういうのはどうなの。

○文化課長（永里博己） 清色城跡の発掘調査については、現在のところ行っておりません。

○委員（上野一誠） 計画的に行っていないのよ。それはよく知っている。なぜこういう質問をするかということ、これまで大分何十パーセント買い占めたかわからんのだが、市がそれを保存しようということで大方買い占めていると思うんだけど、ことで買い占めているんだけど、地域を特定、今散策道路とかいろんなくつわとかそういうものがあるので、ただそれを保存をしていくということだけのために市が買ったという捉え方でいいのか。あとは必要に応じて散策道路程度は入れますよというような形で理解しておけばいいのか。そこを少ししっかり確認というか、理解しておきたいの。

○文化課長（永里博己） 現在の整備については、先ほどから申しますように、散策道路の整備のみでございます。今、全体的な計画につきましては持っておりませんが、現在の街なみ環境整備事業など、伝建地区内の整備事業を推進しておりますので、それが終わってからといいますのは、余りにも長くなりますので同時並行しながら計画もつくっていかないといけないとは思っております。

○委員（上野一誠） 最後にします。麓武家屋敷群に対しては、増田家ができたので、関心のある方はこの山城を見たいというのが今結構あると思う。そうすると、この散策道路というのは当然必要で、余りいじることはできないと思うんだけど、そこに入っていって、行きやすいような形をつくっておかないと、入り口から草がぼうぼう生えて、全く麓という武家屋敷群という中に山城も入っているんだけど。だから、そういう意味では、文化財としての価値観というのではないんだろうけど、接し方というんだけど、行政のあり方を見ると、ちょっと指摘せざるを得ない状況にあるんだよね。

それは常に注意深くやっつけられることが好ましいんだろうと思うし、増田家はこうこう来られて、また関心のある人は山城まで行かれるので、そこらも整備をよほど入れる際を含めて、しっかりとした形で、皆さんが見ていかれるような形にもっと整備が必要なのかなと思うんですけど、いかがですか。

○文化課長（永里博己） おっしゃるとおりでございます。草刈り等につきましては、シルバー

人材センターのほうに年４回ほど実施していただくように委託をしてございまして、ことしの場合は、おっしゃるように草ぼうぼうになっておりまして、といいますのが、ちょうどお盆前に委託といいますか、お願いをしたんですけども、ことしはちょうど暑かったということもあって、シルバー人材センターのほうで半日しか稼働しないということもございまして、８月、９月の頭までちょっと草ぼうぼうの状態でした。

今後につきましては、そういうのも踏まえて、とにかく時期にあわせる形で草刈り等の整備は行っていきたいというふうに思っております。

**○委員（上野一誠）** 意見要望ですけど、さきの委員会で、坂口委員が、いわゆる日本遺産の意見を言ったと思うんです。あの捉え方は、入来麓という地域を総括した形の日本遺産ということになっているんじゃないかと思うんだけど、入来麓の場合は、案外ああいいう武家集落を含めると、壊されていないということがすごく高く評価されていて、だから、そういう捉え方からすると、常にその遺産というか、財産というか、歴史というか、そういうものからして、所管課でありますので、常に注意深く関心を持ちながら、たまに見に行ってみたりいろいろすることも大事なと思いますので、そういった意味の動きもぜひやっていただきたいということも意見要望として申し上げておきます。

**○委員長（帯田裕達）** 大事な意見要望です。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はつきたと認めます。  
以上で、文化課の審査を終わります。

#### △総務課の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、総務課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○総務部長（田代健一）** まず、総務課の決算状況の概要を御説明いたしますので、決算附属書の主要施策の成果の５ページをお開きください。人事給与等に関する事項としましては、職員の採用、退職を含め、さまざまな行政課題に対応するため、職員の配置調整、人事異動を行っております。平

成２９年度は女性の職業生活における活躍を推進するとともに、子育てなどの多様な施策を横断的かつ官民一体となって取り組むため、ひとみらい対策監及びひとみらい政策課を設置、そのほか、平成３２年開催の国民体育大会の施設整備等を実施するための体制を強化するなど、重要施策の推進に対応した配置を行ったところでございます。

６ページをお開きいただきまして、（２）職員の研修に関することでは、職員の資質や公務能率の向上を図るため、国県や関係機関へ職員を配置するとともに、自治大学校研修や職務別研修など、各種の研修を行っております。

７ページの（３）をごらんいただきまして、給与事務に関することでは、給料表を平均０．２％増額改定するなど、人事院勧告に基づく改定を実施いたしました。

次の総合教育会議に関することでは、昨年度は１回開催しておりまして、平成３０年度の教育委員会の基本方針などを審議いただいたところでございます。

次の２、職員の福利厚生及び健康に関することにつきましては、福利厚生では職員厚生会等を通して職員の福利厚生に関する事業を行いました。

次のページ、８ページの（２）になりますが、健康管理では職員の健康管理のため、健康診断の実施や職員厚生会を通して人間ドックに対する助成を行うとともに、メンタルヘルス・セルフケア研修を開催、メンタル相談のほか、心理的な負担の程度を把握するための検査、いわゆるストレスチェックを行うなど、心身両面の健康保持、増進に努めてまいったところでございます。

以上が、総務課の概要であります。決算の概要につきましては課長から説明いたします。

**○委員長（帯田裕達）** 次に、決算内容について当局の説明を求めます。

**○総務課長（平原一洋）** それでは、まず歳出について御説明させていただきます。

決算書の８１ページをお開きください。

２款１項１目一般管理費のうち総務課分は、まず総務一般管理費でございまして、支出総額は２５億４３万８、８５３円でございます。

それでは、備考欄を説明させていただきます。まず、事項、総務一般管理費では、祁答院支所管内の出張所業務嘱託員などの７名及び育児休業職

員等の代替嘱託員の４人の報酬を初め、特別職３人分及び職員１９０人分の給与費及び社会保険料などの人件費、公務災害補償基金負担金、人事給与システムオンラインシステム保守サービス委託外１０件の委託料、鹿児島県市町村振興協会自治研修センター負担金外１件の負担金、鹿児島県との人事交流に伴う職員の人件費相当額の負担金が主なものでございます。

次に８３ページをお開きください。中段、職員厚生事業費でございますが、支出済み額は１,５７７万９,６６８円でございます。主な支出といたしましては、産業医としてお願いしている福山医院の福山先生、精神保健相談医としてお願いしているＫメンタルの岩川先生などの報酬を初め、職員定期健康診断委託外１０件の委託料、職員厚生会負担金外２件の負担金の支出が主なものでございます。

続きまして、９５ページをお開きください。２款１項１０目恩給及び退職年金費について、御説明させていただきます。

支出済み額は４０万７８３円でございます。本事業は、旧町村職員に対します旧恩給組合への市町村負担金となっております。

次に、平成２９年度の歳出の執行において５０万円以上の流用がございましたので、議会資料、平成２９年度決算に係る５０万円以上の節間流用の一覧表を準備いただきまして、１ページをお開きください。

総務課分は、番号１、事項、総務一般管理費の７節賃金から１９節負担金補助及び交付金に１５０万円を流用いたしております。これは、県からの人事交流により派遣されている職員の給与相当額を負担金として県に支払っておりますが、県が派遣職員に支払った給与額の総額が本年４月に確定し、予算に不測が生じる事態が生じたため、不足額を流用したものでございます。今後は、事前に県からの情報収集を行い、不足が見込まれる場合については、補正予算において対応するなどの措置を講じてまいりたいと思います。

次に、歳入について御説明させていただきます。決算書の２５ページをお開きください。１４款２項１目１節総務手数料でございます。総務課分は３１０円で、平成２８年度ストレスチェック健診の履行証明書発行に係る諸証明手数料でござい

ます。

次に６３ページをお開きください。２１款５項４目１節雑入でございます。総務課分は７,７４７万３,３４９円でございます。公務災害補償負担金や職員手当等などの各種経費の返納金、県及び国際文化研修所等への職員研修派遣に伴います派遣協定収入、東日本大震災被災市町村派遣協定収入、熊本地震甲佐町派遣協定収入、土地開発公社派遣協定収入などがございます。収入未済はございませんでした。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

**○委員（松澤 力）** 先ほど部長の説明にあった職員の健康管理のところで、総合判定のところで、要医療、治療中とかちよっと異常がある方がいらっしゃると思うんですけども、そういう方々のフォローというか、継続的に治療がされているかという、そういう確認というのはあるんですか。

**○総務課長（平原一洋）** 職員の健康診断という健康につきましては、随時、衛生管理者のほうで把握をさせていただいております。こういうことで報告を受けている分については、把握をできている部分もございすけれども、病気の程度等によりまして、病気休暇とかに入っていく場合についてはこちらのほうから積極的にフォローしたりするという対応はとっております。

**○委員（松澤 力）** できるだけ、人によって深刻に考えている方と余り意識の差があるかと思うんで、ぜひ休職とかならないように、今フォローいただけたらありがたいと思います。

**○委員（上野一誠）** この職員の派遣研修で、日刊スポーツ新聞西日本というのが一人いらっしゃるんですけど、これはどういうあれですか。

**○総務課長（平原一洋）** 日刊スポーツ新聞の西日本には、平成２８年から３０年までと２年間派遣いたしまして、ことしも引き続き１名を派遣しているところでございます。これにつきましては、民間におけるそういう技能、それから接遇、そういうのに対しての研修を行い、またこのことにつきましては、記者も行っておりますので、記者としてのそういういろいろな団体とのつきあい、コミュニケーションという関係での研修がとれているのかなと思っております。

○総務部長（田代健一）若干補足説明いたしますと、研修の一番大きな目的というのは、本市が力を入れております観光シティセールス、特にシティセールスの部門で民間の視点から情報発信をするということになっておりますけれども、研修の内容といたしましては、日刊スポーツのその年の新採の職員と全く同じ研修スケジュールを、入って約半年ほどいたします。その後一般の記者さんと同じように配属がされまして、本市の研修生につきましては、主に記事を書くほうの、記者のほうを優先してくれということをお願いしておりますので、まずは一般の記者さんと同じように取材活動に飛び回しまして、例えば、甲子園の時期等につきましては、もう甲子園に張りついた形でその担当の学校の取材等を行うということで、本当に記者さんと同様のノウハウを身につけさせていただいております。

1代目の職員も大変優秀だということで、日刊スポーツさんのほうからは評価いただいているんですけども、2代目の現在の男性職員、農業技師の職員が行っているんですけども、その職員も日刊スポーツの一番表面を何回か名前つきの記名記事で載るということで、大分研修成果が出ているのではないかとこのように思っているところでございます。

○委員（上野一誠）いつも国とか県とかそういう団体の研修が多かったの、新たに今の説明を聞くと、職員の育成という意味では、非常に生かされていくんだと今、理解しました。

意見要望ですけど、職員には大いに研修をさせて、いろんな角度から資質を高めていただくことが大事なので、今後も、ぜひ大いに研修を深めるように努めていただきたいということを申し上げます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はつきたと認めます。

以上で、総務課の審査を終わります。

△秘書室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、秘書室の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）支出の概要を御説明いたしますので、決算附属書の主要成果の成果9ページをお開きください。支出は、市長並びに両副市長の秘書及び渉外業務を初め、式典、儀式、報償及び交際に関する事務、市政に関する国会及び各省庁との総合的な連絡調整、市長会など加入団体による国県等への陳情、要望活動等を行っておりまして、各項目に係る昨年度の実施状況については、9ページから13ページまでに記載しているとおりでございます。

今後もこれまで以上に市長、両副市長の効率的で的確な行動日程や各種調整などに努めてまいりたいと考えております。

以上が、支出の概要であります。決算の概要につきましては、室長から説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（帯田裕達）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○秘書室長（山元一将）平成29年度の決算内容について説明をいたします。

まず、歳出であります。決算書の83ページをお開きください。2款1項2目秘書広報費のうち、秘書室の決算額は秘書管理費1,106万3,626円、市民表彰費71万1,767円であり、合計1,177万5,393円であります。

秘書管理費においては、行政事務嘱託員報酬1人及び報酬に係る社会保険料のほか、市長賞や叙勲褒章受賞者に係る記念品代、市長会等の会議、各種行事、陳情、要望等に係ります三役及び随行者の旅費、会議、慶祝等に係る交際費、市長車借上料、全国市長会分担金を初めとする加入団体負担金及び会議等出席者負担金が主な支出でございます。

次に、市民表彰費におきましては、市民表彰式の実施における印刷物、秘書政策等にかかわる経費が主な支出であります。

歳入については、秘書室は該当がございません。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室の審査を終わります。

△文書法制室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、文書法制室の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）文書法制室の概要を説明いたします。決算附属書の主要成果の14ページ以降になります。

文書法制室は、文書の送達、浄書に関すること、議案、条例等の審査、調整、固定資産評価審査委員会に関すること及び情報公開、個人情報保護等に関する事務を担当いたしております。その処理状況等につきましては、それぞれの表に記載しているとおりでございます。

このほか、各課における行政問題に関しまして、法律的な解釈、考え方など指導業務に携わっているところでございます。

以上が、文書法制室の概要であります。決算の概要につきましては、室長が説明いたします。

○委員長（帯田裕達）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○総務課文書法制室長（川畑 央）当室所管に係ります、平成29年度決算につきまして、説明をさせていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。

秘書室同様、決算書の83ページをお開きください。2款1項2目秘書広報費の支出済み額1億4,391万8,631円のうち、文書法制室分は、9,071万2,470円であります。

1枚めくって、85ページをお開きください。右側をごらんいただき、備考欄の一番上、一つ目の丸のところをごらんください。文書行政一般事務費の主な内容になっております。上から6行目、項目だけでいいですと四つ目ですが、郵便料のところです。郵便料は、文書の発送にかかわるもので、本庁及び支所からの発送分並びに本庁と支所の間での使送分であります。3行下に行ってもらって、電子複写機等賃借料につきましては、コピー機や印刷機等のOA機器の賃借料です。

続きまして、情報公開事務費でございます。文書整理用ファイル、保存箱は、公文書管理用の紙ファイルとダンボール製の保存箱を購入したものです。

続きまして歳入について説明いたしますので、25ページをお開きください。

14款2項1目総務手数料ですが、右側備考欄の下から四つ目の米印が文書法制室所管分で、情報公開開示請求手数料で、株式会社等が開示請求をする際に収めるべき1件につき1,000円の手数料の収入でございます。

続きまして、63ページをお開きください。

21款5項4目雑入の備考欄、一番右のほうの備考欄の真ん中より少し下です。米印でいいですと下から四つ目になります。文書法制室所管分で、コピー代の実費収入金でございますが、情報公開分と情報公開請求によらない通常分でございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室の審査を終わります。

#### △財政課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、財政課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）財政課の概要を説明いたしますので、決算附属書の主要成果の17ページをお開きください。

財政課は、予算決算に関する業務のほか、市債の借り入れ償還、地方交付税等の業務を実施しており、その編成状況、市債残高等については記載のとおりでございます。

特に、平成29年度につきましては、普通交付税における段階的縮減の3年目で、約5割の縮減が講じられ、その縮減額が前年度比で約4.2億円拡大したことに加えまして、公債算入額等の基準財政需要額の減により最終的に普通交付税は6億円の減となったところでございます。

この段階的縮減に対応するため策定いたしました財政運営プログラムについては、平成29年度の決算時点で地方債残高は財政見通しの水準を上回りましたが、積立金残高については若干見通し額を下回った決算となっております。

また、平成29年度は総務省から新たに示されました固定資産台帳と複式仕分けに基づく統一的な基準による財務書類を作成いたしました。

以上が、財政課の概要でございます。決算の概要につきましては、課長が説明いたします。

○委員長（帯田裕達）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）それでは、財政課に係る平成29年度歳入歳出決算について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、決算書の85ページをお開きください。2款1項3目財政管理費であります。支出済み額1,158万2,408円であり、主なものは備考欄のとおり、決算書や当初予算書の印刷、統合内部システム保守業務委託、統一的な基準による財務書類作成支援業務委託であります。

次に、同ページの下のほうになります。

5目財産管理費のうち、財政課分の執行済み額は8億7,135万3,000円であり、備考欄のとおり、財政調整基金及び減債基金に係る積立金であります。

次に、205ページをお開きください。

12款1項公債費1目元金は、支出済み額59億7,403万7,729円であり、2目利子は、支出済み額3億560万205円であります。

次に、同ページの下のほうになります。

14款予備費は、当初予算計上額5,000万円に、5月、6月に発生した豪雨災害の応急対策経費、市税歳出還付に係る経費、衆議院議員選挙執行に要する経費等の費消分復元のため、9月補正予算において2,800万円を追加したところでございます。充用額の総額は4,383万5,000円でありました。

次に、歳入について説明いたします。

決算書の9ページをお開きください。

2款地方譲与税から13ページの8款自動車取得税交付金まで、また同ページの10款地方特例交付金及び11款地方交付税は、財政課所管の歳入であり、それぞれ収入済み額のとおり収入しております。

次に、53ページをお開きください。

17款1項2目利子及び配当金のうち、財政課分は備考欄のとおり、財政調整基金利子収入及び減債基金利子収入の2件であります。

次に、55ページをごらんください。

17款1項3目基金運用収入は、備考欄のとおり

り、財政調整基金の国債等による運用益金であります。

次に、57ページをお開きください。

18款1項9目一般寄附金は、寄附者が使途を特定されず、市政全般に活用してほしいとの意向により、財政課において1件2,000万円を受け入れております。

次に、同ページの19款1項基金繰入金のうち、財政課分は1目財政調整基金繰入金であり、予算どおりの繰り入れを行っております。

続きまして、59ページをお開きください。

20款繰越金において24億3,894万3,544円を収入しておりますが、次のページの61ページの備考欄のとおり、純繰越金、繰越事業費等財源充当繰越金であります。

次に、63ページをお開きください。

21款5項4目雑入のうち、財政課分は、備考欄の中段やや下にあります鹿児島県市町村振興協会市町村交付金で、サマージャンボ宝くじの収益金として市町村振興協会基金に積み立てられた一部を配分されたものと、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金を配分されたものでございます。この市町村交付金は、地方財政法第32条及び奨励によりその使途、範囲が規定されており、平成29年度は、子育て医療等助成事業、LED街路灯導入事業、企業立地促進事業、国際交流事業等に活用をしております。

次に、77ページから79ページになります。

22款市債についても、いずれも年度内に予定した額の借り入れを実施したものであります。

続きまして、207ページをお開きください。

実質収支に関する調書について説明いたします。

平成29年度の一般会計歳入総額は581億4,806万5,000円、歳出総額は550億7,633万7,000円で、歳入歳出差し引き額30億7,172万8,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源10億6,026万5,000円を差し引いた実質収支額は20億1,146万2,000円となりました。

次に、財産に関する調書について説明いたします。

376ページをお開きください。

財政課所管の2基金について説明いたします。

まず、一番上の財政調整基金は9億3,662万

7,000円減少し、決算年度末現在高が104億5,057万5,000円となりました。

二つ目の減債基金は267万4,000円増額となり、決算年度末現在高は10億9,892万5,000円となりました。

なお、377ページの欄外に記載しておりますとおり、財政調整基金については、一部国債及び政府関係機関債等で運用を行っております。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** まずは、財政ですので、取りまとめる所管として、この節間流用一覧表の提出によって、今回初めて説明をつけていただきましたので、議会的には非常にわかりやすいというか、そういう意味では大変理解というか、納得する説明になりました。

件数も、昨年委員会では指摘をした背景もあって四百何十件が約三百何件ということで、大分改善がされつつあるというふうに理解をしたいと思います。

ただ、220条の2項の中から言うと、理由はそれぞれあるんだろうけども、もうちょっと取り扱いはちゃんとできたんじゃないかというのも見えるというものもあるというふうに思うので、今後全体的にこのことについては努力をされつつあるのでいいと思いますけど、今後もそのような形で努力をしてほしいというふうに思っております。これは意見、要望です。

それと、財政プログラムの中で、合併をして14年ということで、総体的な意見ですけど、歳出の削減、事業費の削減というのが行われてきて、その中で職員数の削減、また起債等を含めて、歳出を抑えるという形で取り組んできているんだけど、類似団体、おおむね630億円を400億円ぐらいという形の起債の残高に目標が当たって、おおむねそのことが達成をされつつあると思うんだけど、今後この起債残高について、見通しのどのような形の推移をたどるのか。将来負担の割合もあると思うんだけど、将来的にその起債の動向というのは、今言われた合併特例債、一本算定含めて、減額になってきているのを含めて、約6億円ぐらいの減額というのがあるんだろうけども、それ等を含めると、いろんな事業を含める

と、薩摩川内市の今後の起債の関係はどういう動向をたどっていくというふうに理解すればいいか、総体論ですけど、お考えが何かあったら教えてください。

**○財政課長（鬼塚雅之）** 地方債残高につきましては、財政運営プログラムの計画の年度は平成32年度までになっております。平成32年度末で地方債残高の計画目標としましては380億円ほどを目標としております。これに従って、今後も財政運営を行っていく必要があると思っております。

それと、ただ、地方債につきましては、際限なく減らせばいいというものでもないとも考えておりました。投資的な事業、建設事業等を行いながら、適正な地方債残高というのを念頭に置きながら運営を行っていきたいと思っておりますので、限りなく、際限なくどんどん減らしていく、ゼロに近づけていくという考えではないんですが、適正な残高を見据えながら、財政運営を行っていきたいと思っています。

**○委員（上野一誠）** はい、理解しました。

財政計画だけの問題じゃないんだけど、指定管理とか、いろんな公共施設も1,600ぐらいあったのかな。それが減る中で、地域にとっては必要なものとして残していかにやいかん部分もあると思うんだけど。だから、ただ財政のことばかり考えて、それが市民生活に影響があるような、それを抜きにして物を全部消去するとか排除するとか、そういうことはいろんな意味で、財政ばかりの負担ばかりを考えていると、余り市民生活はよくなるので、今、課長が言われるように、必要なことは必要なこととして、ちゃんと地方債はやるときはやっていかんやいかんというふうに思うので、このときやっていかなきゃ後々市民生活によくない、あるいは市政のためによくないというものは、ある程度思い切ったそういう手段も必要かなと思います。鋭意また努力をしてやってください。総括になって済みません。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。  
以上で、財政課を終わります。

---

△財産活用推進課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、財産活用推進課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）財産活用推進課の概要を説明いたします。

決算附属書の主要成果のほうは20ページになります。

財産活用推進課は、薩摩川内市民まちづくり公社に関する事務を含め、公有財産の事務統括、庁舎、公用車の維持管理のほか、指定管理者制度の総合調整、公共施設マネジメントの取り組みなどを行っております。

1の市民まちづくり公社につきましては、昨年同様、川内文化ホールを初めまして、138施設の管理を行うとともに、生涯学習の推進と福祉の向上に寄与する事業を実施してまいりました。

2の財産管理の面では、西開聞町の宅地、建物、これは旧水産卸市場跡になりますけれども、こちらのほうが1億3,580万7,000円で売却できたほか、御陵下町の宅地、建物、こちら旧つくし園の跡になりますけれども、このほか普通財産の土地18筆、15件、計1億6,800万円を売却いたしました。

分譲団地につきましては、あさひ団地一区画を売却しております。

公有財産の適正な管理につきましては、公有財産利活用基本方針に基づき、現在、処分財産となっております182施設の処分を所管課とともに取り組んでいるところでございます。

また、公共施設マネジメントの取り組みとして、公共施設再配置計画に基づき、集約案件等のため、基礎調査を昨年度は実施いたしました。

3の庁舎管理では、庁舎の維持管理のための修繕、工事や保守管理等の委託を行っております。

庁舎の耐震化につきましては、平成29年度に東郷支所、里支所の庁舎の耐震改修工事を実施したところです。

参考までに、樋脇支所の庁舎を除く本庁舎、支所庁舎におきましては、耐震改修工事等の実施により、耐震性のほうが確保済みでございますけれども、樋脇支所の庁舎におきましては、劣化度調査と、それから集約案の結果をもとに、実施について検討してまいりたいと考えているところでござ

います。

以上、財産活用推進課の概要であります、詳しくは課長から説明いたします。

○委員長（帯田裕達）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○財産活用推進課長（橋口 堅）まずは、歳出から説明をいたします。

決算書の81ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、財産活用推進課分は、次のページの最後の事項になりますが、市民まちづくり公社運営補助金2億6,142万9,249円です。

続きまして、85ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費のうち、財産活用推進課分は、支出済み額9億2,475万2,919円です。

主な支出内容ですが、財産一般管理費につきましては、行政事務嘱託員及び施設点検業務嘱託員の報酬等、公共施設エリアマネジメント支援業務外41件の委託料、普通財産、田海町の法面補修工事外4件の工事請負費、市有施設保全基金への積立金等が主なものでございます。

旧高城西中学校の白いキクラゲ栽培の利活用につきまして、改修等補助金につきましては、人手不足に伴う事業者の確保が困難なことから1億円を平成30年度に明許繰越しております。

87ページをお開きください。ページの中ほどでございます。

車両管理費につきましては、車両管理業務嘱託員及び運転業務嘱託員の報酬等、公用車10台外4件の備品購入費が主なものです。

95ページをお開きください。

2款1項11目庁舎管理費は、支出済み額2億9,274万9,832円です。

主な支出内容ですが、機械室補助業務嘱託員の報酬、本庁・支所庁舎宿日直警備及び駐車場整理業務委託外42件の委託、本庁舎議会棟・本館屋上防水工事外22件の工事が主なものです。

203ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費ですが、財産活用推進課分の執行はありませんでした。

なお、以上説明をしました歳出執行に当たりまして50万円以上の予算流用で対応しました状況

について御説明をいたします。

別冊の議会資料５０万円以上の節間流用一覧を御準備ください。

本課における５０万円以上の節間流用は１ページの２番から５番の４件です。

２番は、建物共済の火災保険料が不足したため、事項財産一般管理費の１３節委託料から同事項１２節役務費に６４万６,０００円予算流用し、予算執行いたしました。

３番は、本庁無停電電源装置電磁触媒器取替で予算措置しておりましたが、本庁東別館の空調機器等の故障により修繕する必要があるため、事項庁舎管理費の１３節委託料から同事項１１節需用費修繕料に２８９万７,０００円予算流用し、予算執行しました。

４番は、本庁舎防水工事実施に伴い、予期せぬ屋上表面の劣化によるひび割れ補修や不陸調整工事を実施する必要があるため、事項庁舎管理費の１３節委託料から同事項１５節工事請負費に４８９万３,０００円予算流用し、予算執行しました。

５番は、下甌支所の空調設備の故障を修繕する必要があるため、事項庁舎管理費の１３節委託料から１１節需用費修繕料に１００万円予算流用し、予算執行をしました。

続きまして、歳入について御説明をいたします。決算書の１５ページをお開きください。

１４款１項１目総務使用料のうち、財産活用推進課分は行政財産使用料１１０万７,６０１円で、土地改良区事務所等に対する行政財産使用料です。

２５ページをお開きください。

１４款２項１目総務手数料のうち、財産活用推進課分は保管場所使用承諾証明書発行に伴う手数料１,２４０円です。

３１ページをお開きください。

１５款２項１目総務費補助金のうち、財産活用推進課分は住宅・建築物安全ストック形成事業補助金５７８万円で、東郷支所及び里支所の庁舎耐震改修工事に対する補助金で、補助率は１００分の３３以内でございます。

５１ページをお開きください。

１７款１項１目財産貸付収入のうち、財産活用推進課分は貸家料（自動販売機設置分）から貸地料までの５項目で、ポリテックカレッジ川内に伴

う貸地料が主なものでございます。

不納欠損額はございませんが、収入未済額が２９万１７０円です。

そのうち２６万１,１２０円は旧野下小の教職員住宅を東京のスポーツウェア製造会社に貸し付けておりましたが、業績不振により連絡がとれない状況となり滞納となったものです。

残りの２万９,０５０円は樋脇町向湯団地の貸地料が収入未済となっているものです。

５３ページをお開きください。

１７款１項２目利子及び配当金のうち、財産活用推進課分は株式配当収入５０万７,２１５円で、南日本放送の株式配当金が主なものです。

次に、市有施設保全基金利子収入１８０万４１６円です。

５５ページをお開きください。

１７款２項１目不動産売払収入のうち、財産活用推進課分は土地建物売払収入１億７,００５万６,０５０円で、普通財産１５件及び分譲地１区画の土地売却収入で、水産卸売市場１億３,５８０万７,０００円が主なものです。

１７款２項２目物品売払収入のうち、財産活用推進課分は物品売払収入６１７万３,７００円ですが、主に公用車２３台分の売払収入です。

５７ページをお開きください。

１７款２項５目有価証券等売払収入のうち、財産活用推進課分は株式会社南日本銀行有価証券売払収入４５５円で、南日本銀行が１０株を１株の割合で併合したことによる小数点以下の端数株式の処分代金となります。

５９ページをお開きください。

１９款１項６０目市有施設保全基金繰入金として５億９,８５４万４,０００円繰り入れ、汚泥再生処理センター維持管理費等へ充当しました。

６３ページをお開きください。ページの下側になります。

２１款５項４目雑入のうち財産活用推進課分は、庁舎案内板広告掲載収入から自動車損害共済災害共済金までの１１項目です。

７７ページをお開きください。

２１款５項５目違約金及び延滞利息であります。財産活用推進課分としましては収入未済３０９万円があります。これは大村高校跡地の売買契約解除に伴う違約金でございます。

369ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

まず、公有財産の土地及び建物についてです。

一番下の行の総計欄をごらんください。土地につきましては、決算年度末現在高9,598万7,999.5平米、建物につきましては、同じ行の右のほうの欄がありますが、決算年度末現在高63万2,880.7平米です。

続きまして、370ページにつきましては、山林、動産及び物権の状況でございます。

371ページは、有価証券の状況でございます。

財産活用推進課保有分は3件で、株式会社みずほフィナンシャルグループ58万3,000円、株式会社南日本放送33万5,000円、株式会社南日本銀行13万5,650円で、決算年度中の増減はございません。

372ページは、出資による権利関係の状況です。

財産活用推進課分は、下から5番目、薩摩川内市民まちづくり公社出捐金5,000万円であり、決算年度中の増減はありません。

373ページは、無体財産権の状況です。

374ページは、重要物品の状況となります。

375ページは、債権の状況です。

376ページは、特定基金の状況です。

財産活用推進課分としましては、上から3番目、市有施設保全基金が年度中に2億2,283万2,000円増加しまして、決算年度末現在高は30億6,272万8,000円となっております。

377ページは、運用基金の状況です。基金全体としましては、年度中に13億360万8,318円減少し、決算年度末現在高は211億9,940万3,676円となっております。

**○委員長（帯田裕達）**ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（上野一誠）**ちょっと確認させてください。

今、「公共施設再配置計画に基づき、集約案件等のため、基礎調査を実施しました」というふうに書いてありますね。公共施設再配置計画ということで、学校施設もその中に入るわけですね。クーラーとか、いろいろ学校施設の暖房含めて意見が出る中で、教育長がこの公共施設再配置計画

をやっておるので、それに基づいてというような答弁をしたと思うんだけど、クーラーをつけるつけないの所管というのは財産活用推進課でやるんですか教育委員会ですか、ちょっと確認させてください。

**○財産活用推進課長（橋口 堅）**公共施設再配置計画というのは、平成28年度に策定をしました。平成29年度から平成58年度までの30年間で、公共施設の延べ床面積を43%削減するという目標で進めておりまして、個別のクーラーを設置するしないというのは、各課の判断となります。

**○委員（上野一誠）**ということは、財産活用推進課じゃなくて、各課、教育委員会で一応設置計画はちゃんとつくっていくという考え方でいいんですかね。それは間違いないよね。

**○財産活用推進課長（橋口 堅）**他市の例によりますと、この公共施設マネジメントの他市の取り組みでは、例えば空調方式をちょっとコストが下がるような空調方式に財産活用推進課が進めるとか、そういう取り扱いはございます。今やっているのは、施設の修繕料、建物、箱物の維持をしなければいけない、長くもたせないといけませんので、できる限り予防保全といいますか、その修繕等については指示をしておりますけれども、クーラーを設置するとかしないとか、そこまでは指導しておりません。

**○委員（上野一誠）**僕は、教育長の答弁がすごい気になっているんだけど、この公共施設再配置計画というのを非常に言われるので、だからそれに関連して方向性を出していくというような、施設によってだよ。いろいろ学校によって、いろいろ違いがあるんだろうと思うんだけど、それによってやるというような話をされるので、僕の解釈違いかどうかかわらんけど、そうすると、財産活用推進課のほうでかわっていくのかなというような認識に少し感じたものだから、あえて確認をしているんだけど。

**○財産活用推進課長（橋口 堅）**済みません。再配置計画も維持管理経費の削減もうたっておりますので、恐らく教育委員会のほうで何か我々に相談をしたいものがあるんじゃないかと思っておりますので、教育委員会のほうと十分協議はさせていただきたいと思っております。

○委員（坂口健太） ちょっと1点、2款1項11目庁舎管理費において節間流用があるわけですが、13節委託料から11節需用費と工事請負費に流用しているわけですね。委託料の不用額については2万8,949円と、需用費については589万5,200円、工事請負費については135万8,550円なんです。例えば需用費について利用した額以上の不用額があって、庁舎管理において、ある程度の需用費に余裕を持っておかないといけないというのわからなくはないんですが、どれほどの余裕を見ているかとか、これほど不用額が発生するというのはどういった理由があるのかなということを少々お伺いしたいと思います。

○財産活用推進課長（橋口 堅） まず、委託料になぜ不用額が多いかにつきましては、庁舎管理費の中で一番大きなものが本庁の宿日直警備、駐車場が大体約8,000万円ございまして、あと44会計全部で1億2,000万円ほどございまして。入札をすると、1割でも1,000万円執行残が出てまいります。これまで修繕料につきましては、なかなか厳しい財政状況の中、予備費として100万円とか200万円とかいただいていたんですが、昨年度の決算委員会でも流用について厳しい御指摘をいただきまして、平成30年度の当初予算ではかなり十分な予算をいただいております。

ただ、何せ庁舎がかなり老朽化が激しくて、補修経費が足りない状況でございましたので、9月補正におきましても補正をお願いしたところでございます。

修繕料に流用したのに執行残がなぜあるかということだと思います。

12月補正なり3月補正なり、減額する方法もあるんですが、それまでにもし何か突発的な事項が発生するために一応予算を確保しておかないと、対応ができませんので、結果的には確保はしていたんですが、突発的な事故がなかったということで執行残になったものでございます。

○委員（徳永武次） 分譲の団地が結構あるんですけど、毎年広告宣伝されますよね。それと、平成29年度は1棟しか売却ができなかったと、そうすると、問い合わせとか、それから価格交渉とか、そういうのがあるんですかね。

○財産活用推進課長（橋口 堅） なかなか分譲地につきましては、そんなに問い合わせとか、価格交渉というのもちよっとないです。以前ハウスメーカーにちょっと意見交換をしたところ、ハウスメーカーのほうに来るお客様のうち6割、7割が土地まで探してくれということで来られると、一番人気があるのは、平佐、天辰、中郷、大小路、宮内方面で、なかなか永利から先には全くいかないと、住宅着工件数につきましては、そんなに落ちてはいないんだそうです。

昨年は1区画しか売れませんでしたけれども、ちなみにことは、現在で田代ニュータウンが2区画、それから祁答院、大村団地が1区画でございまして、大体平均的に、大体毎年3区画平均で売れている状態でございます。

広告宣伝費としましては大体100万円使って、大体3区画で1,000万円収入が入ってくるというような状況が毎年続いているようでございます。昨年は1区画ということで、少なかったんですけども、そのような状況でございます。

○委員（徳永武次） ある程度の見切りというのでも必要じゃなかろうかと、こう思うんです、個人的にはですね。交通体系とか、その辺も変わってきておりますし、だから見切り手法というものもある程度出されたほうが、ここ数年の間に出了たほうがいいんじゃないかなと思いますけど、考え方はどうですか。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 今のところ、先ほどの民間の方のアイデアをいただいたときに、例えば若い人が今、新聞をとらなくなって、読まなくなっているの、ポスティングシステムというのがあるんだそうです。市内のアパートなんかの戸別に、そのポストの中にチラシを入れている方法を民間はとられているそうですので、平成29年度はそれを試してみました。経費的にも1万世帯入れるのに7万円ぐらいで済みますので、結構効果があるのではないかとということと、それから民間であれば、分譲地のすばらしさを知っているのは住んでいらっしゃる方なので、その方の御両親であるとか、子どもさんが家を建てるのに、住めるために紹介料とか、そういうのを民間だったらやるということで聞いております。いろいろ促進策をしばらくはちょっと試してといいますか、チャレンジをちょっとさせていただきたいと思っ

ております。

○委員（上野一誠）この庁舎の老朽化とか、いろいろあって、課題がこうあると思うんですけど、空調設備について、電気とガス、これ今分かっているの。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○財産活用推進課長（橋口 堅）要するに、その空調の仕組みは一緒なんですけれども、空調のモジュールチラーという本体の設備があるんですけど、言葉をかえて言えばコンプレッサーというか、空気圧縮機です。空気圧縮機を電気で動かすか、ガスで動かすかなんですけれども、この東別館と南別館はガスで動かしています。本館の場合には電気になるんですけれども、これもちょっと違って家庭用のクーラーは冷媒ガスが回っているんです。本庁の空調は地下に水槽があって、その水を冷やして、水を各階に循環させて、昼間にリビングマスターから風を送って、冷たい風を出しているということになります。

今回、もう既に本庁の空調も耐用年数が15年過ぎております。この東別館が耐用年数15年のところ24年稼働してまして、南別館ももうすぐ15年になっておりますので、本年度の予算で本庁と南別館、東別館の空調を更新するための実施設計を今進めているところです。

その中で、電気代といいますか、総合防災センターができた関係で、ちょっと電気を食いますので、ガスのほうですることによって光熱水費を抑えることができないかということで、今検討しているところでございます。

○委員（上野一誠）一応、その状況が検討中というのは聞いてはいたんですけども、ガスにした場合にどのぐらいメリットがあるのか含めて、いろいろ検討をされていかれるとは思いますが、今仮に、立ち入って聞くと、ガスを入れるとしたら、対応できるガス会社というのは、この薩摩川内市に何社ぐらいあるの。

○財産活用推進課長（橋口 堅）済みません。何社あるのかというのは、ちょっと。

○委員（上野一誠）いや、仮に対応できるだけの会社といえどどのぐらいある。

○財産活用推進課長（橋口 堅）この空調の工事自体は、建設工事事業者であればどこでもできます。

ただ、そのガスを提供するのは、南日本ガスであったりコアガスであったりという、決められたところしかちょっとガスが提供できないということみたいです。

○委員（上野一誠）入札をするところは限られてくると。どっちみち、入札するんでしょう。

○財産活用推進課長（橋口 堅）空調の工事自体は入札をいたします。

○委員（上野一誠）そのガスの提供先は。

○財産活用推進課長（橋口 堅）ガスの提供は、九電と一緒に、電力を提供する事業者というのは法律で決まっていますので、ガス事業者というのは決められたところ、都市ガスの提供されるところということになると思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、財産活用推進課の審査を終わります。

△延 会

○委員長（帯田裕達）本日の委員会はここまでとし、残りの分は25日に審査をすることにしたと思います。

ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

ここで本案の審査を一時中止します。

それでは、本日の委員会はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はここで延会いたします。

次の委員会は、25日午後10時から第3委員会室で開会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 帯田 裕 達